

すずかハートフルプラン2029



令和6年4月

鈴鹿市

はじめに

わが国において、平成 26 年の障害者権利条約の批准以降、関連法の整備や制度改正が進められ、障がい者施策の充実が図られてきました。また、東京 2020 パラリンピック競技大会において、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮する姿、ありのままの自分を語る姿は、私たちに勇気と感動をもたらすとともに、誰もが「あたりまえの存在」としてスポーツを楽しみ、観戦し、交流することの素晴らしさなどインクルーシブな社会の実現に重要なメッセージを発信しました。



そのような中、鈴鹿市では、これまで、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「すずかハートフルプラン」として一体的に策定し、「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」を目指すべき都市の状態として掲げ、これを基本目標に地域共生社会の実現に向けて様々な障がい者施策に取り組んでまいりました。

本市における障がい者数は、全国と同様に増加傾向であり、ニーズも多様化、複雑化しています。また、障がい者と親世代の高齢化などに伴い、新たな福祉課題も顕在化しつつあります。今後も、障がいのある方が地域で自立した生活を継続するためには、計画的かつ安定的な障害福祉サービスの提供や社会参加の支援が求められています。

このたび策定いたしました「すずかハートフルプラン2029」では「障がい者が安心して生活できる環境が整っている」を基本目標に掲げ、障がいのある方が、特性や年齢等に応じて、一人ひとりのニーズに合った適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、更なる取組を進めてまいります。

市民の皆様におかれましても、障がいへの御理解と障がい者施策への御協力、御支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆様、及び関連事業所の皆様、並びに「鈴鹿市障害者施策推進協議会」及び「鈴鹿市障害者地域自立支援協議会」の関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年4月

鈴鹿市長 末松 則子

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の背景と趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 国の法律や制度の動向	3
2 計画の法的根拠と位置付け	5
(1) 計画の法的根拠	5
(2) 計画の位置付け	6
(3) 計画の期間	7
(4) 障害保健福祉圏域	7
(5) 計画の視点	8
(6) SDGsとの関連	9
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	11
1 身体障害者手帳の交付状況	11
2 療育手帳の交付状況	12
3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	13
4 難病患者の状況	13
5 アンケート結果	14
(1) 市民アンケート調査結果	14
①調査概要	14
②障害者手帳所持者調査結果	16
③障害者手帳未所持者調査結果	35
(2) 事業所調査結果	43
(3) 障がい者団体調査結果	45

第2部 第4期鈴鹿市障害者計画

第1章 基本的な考え方	48
1 計画の基本目標と重点施策	48
2 成果指標の設定	49
3 施策の体系	50
第2章 具体的な施策推進に向けて	51
1 心の通う社会の形成	51
(1) 啓発・広報活動の推進	52
(2) 福祉教育の推進	53
(3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進	54
(4) ボランティア活動等の促進	55
2 保健・医療の充実	57
(1) 障がいの早期発見、早期治療体制の充実	58
(2) 医療サービスの充実	59
3 保育・教育の推進	60
(1) 保育・就学前教育の推進	61
(2) 学校教育の推進	61
4 地域生活の支援	63
(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進	64
(2) 移動支援の充実	65
(3) 住宅整備の推進	66
(4) 防犯・防災体制の整備	66
(5) 福祉サービスの充実	67
(6) 権利擁護の促進	70
(7) 相談体制及び情報提供の充実	71

5 就労・雇用の促進	72
(1) 雇用の確保と拡大	73
(2) 福祉的就労の場の確保	74

第3部 第7期鈴鹿市障害福祉計画・第3期鈴鹿市障害児福祉計画

第1章 第7期鈴鹿市障害福祉計画	76
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保	76
(1) 訪問系サービス	76
(2) 日中活動系サービス	80
(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）	88
(4) 相談支援サービス	91
2 地域生活支援事業の実施	93
(1) 理解促進研修・啓発事業	93
(2) 自発的活動支援事業	94
(3) 相談支援事業	94
(4) 成年後見制度利用支援事業	96
(5) 意思疎通支援事業	97
(6) 日常生活用具給付等事業	98
(7) 手話奉仕員養成研修事業	100
(8) 移動支援事業	101
(9) その他の事業	102
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	105
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	105
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	105
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	106
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	106
(5) 相談支援体制の充実・強化等	107
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	107

第2章 第3期鈴鹿市障害児福祉計画	108
1 障害児通所支援等の提供体制の確保	108
(1) 障害児通所支援	108
2 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	114
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	114

第4部 計画の推進方法

第1章 計画の推進方法	116
1 計画の推進体制	116
2 ハード事業の推進	116
3 国や県、周辺市町との連携	117
4 地域における各種関係団体、民間企業との連携	117
5 計画の見直し時期と評価	118

資料編

1 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員名簿	120
2 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会委員名簿	121
3 計画書策定の経緯	122
4 基本用語解説	123

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「鈴鹿市総合計画2023」において、目指すべき都市の状態として掲げた「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現に向け、2018（平成30）年3月に「第3期鈴鹿市障害者計画」、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」で構成する「すずかハートフルプラン」を策定し、2021（令和3）年3月には「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定するとともに、「すずかハートフルプラン」を改定し、計画的に、障がい者施策を推進してきました。

また、本市では、2019（平成31）年4月、鈴鹿市手話言語条例を施行し、手話に対する理解及びその普及を図ることとしたほか、国においては、2018（平成30）年以降、障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法を改正する一方、2019（令和元）年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）、2020（令和2）年には、聴覚障害者電話利用円滑化法、2021（令和3）年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、2022（令和4）年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を施行し、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

このような中、「第3期鈴鹿市障害者計画」、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間が2023（令和5）年度で終了することから、国の「障害者基本計画（第5次）」（2023（令和5）年3月策定）、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（2023（令和5）年5月19日告示）など、関連する計画や法令との整合、障がいのある人とその家族が抱えるニーズなどを踏まえ、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「すずかハートフルプラン2029」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 国の法律や制度の動向

障がいのある人に関する法律や制度は、改正等が重ねられ、変化と多様化を続けています。

本計画は、このような法律や制度の変化と多様化を踏まえて策定しました。

※一部、法律名を略称としています。

年	法律・条約	内容
2012 (平成 24) 年	障害者虐待防止法施行	障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務が規定されました。
	改正児童福祉法施行	障がい種別等に分かれていた障害児施設の一元化が成されました。また、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。
2013 (平成 25) 年	障害者総合支援法施行	障害者自立支援法を改称したもので、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や障がいのある人の範囲の拡大、障害支援区分の創設等が規定されました。
	障害者優先調達推進法施行	公共機関の物品やサービスの調達について、障害者就労施設等からの優先的・積極的な調達推進を図ることが定められました。
2014 (平成 26) 年	障害者権利条約批准	障がいのある人に関する初めての国際条約であり、差別や合理的配慮の否定が禁止されています。(2014(平成 26)年 2 月 19 日から)
2015 (平成 27) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律施行	原因不明で、効果的な治療法がない難病患者の医療費助成の対象が拡大されました。
2016 (平成 28) 年	障害者差別解消法施行	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮は、行政機関では「義務」、民間の事業所では「努力義務」とされました。
	改正障害者雇用促進法施行	2018(平成 28)年 4 月から、法定雇用率が民間企業では 2.2%、国・地方公共団体等では 2.5%、都道府県等の教育委員会では 2.4%へ引き上げられました。
2017 (平成 29) 年	改正社会福祉法施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念が規定され、地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置付けられました。
2018 (平成 30) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行	障がいのある人の望む地域生活支援や障がい児支援の二つの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が定められました。

年	法律・条約	内容
2019 (令和元) 年	改正障害者雇用促進法 施行	2021（令和3）年3月から、法定雇用率が民間企業では2.3%、国・地方公共団体等では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%へ引き上げられました。また、対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。（45.5人以上から変更）
	読書バリアフリー法施 行	障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、様々な障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指して制定されました。
2020 (令和2) 年	聴覚障害者電話利用円 滑化法施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス提供機関を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付する制度が創設されました。
2021 (令和3) 年	医療的ケア児及びその 家族に対する支援に関 する法律施行	医療的ケア児（恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引等が必要な児）とその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充等のほか、医療的ケア児支援センターの指定等について定めています。
2022 (令和4) 年	障害者情報アクセシビ リティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。
2024 (令和6) 年	改正障害者差別解消法 施行	これまで民間の事業所では「努力義務」とされていた合理的配慮が、行政機関と同様に「義務」となります。
	障害者総合支援法等の 一部を改正する法律施 行	障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指し、障がい者や難病患者等の地域生活や就労の支援の強化等が行われます。
	改正児童福祉法施行	児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が行われます。

2 計画の法的根拠と位置付け

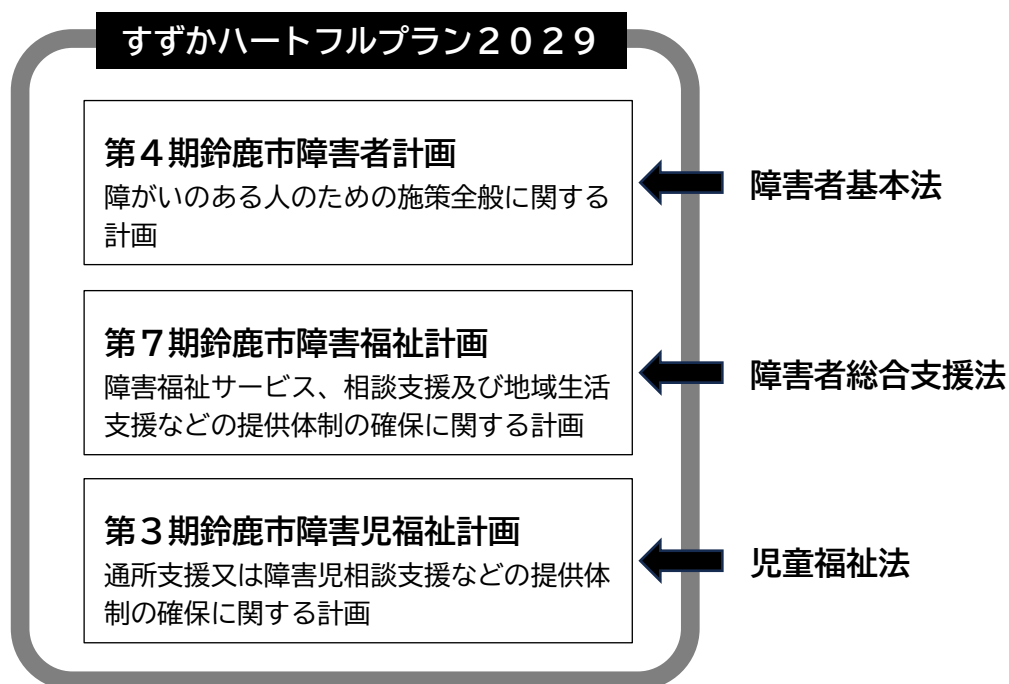
(1) 計画の法的根拠

「第4期鈴鹿市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画です。

「第7期鈴鹿市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、2026（令和8）年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業について2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

「第3期鈴鹿市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、2026（令和8）年度を目標年度として障がい児支援の提供体制の基盤整備について数値目標を定めるとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

本計画は、これらの計画を一体的に策定したものです。

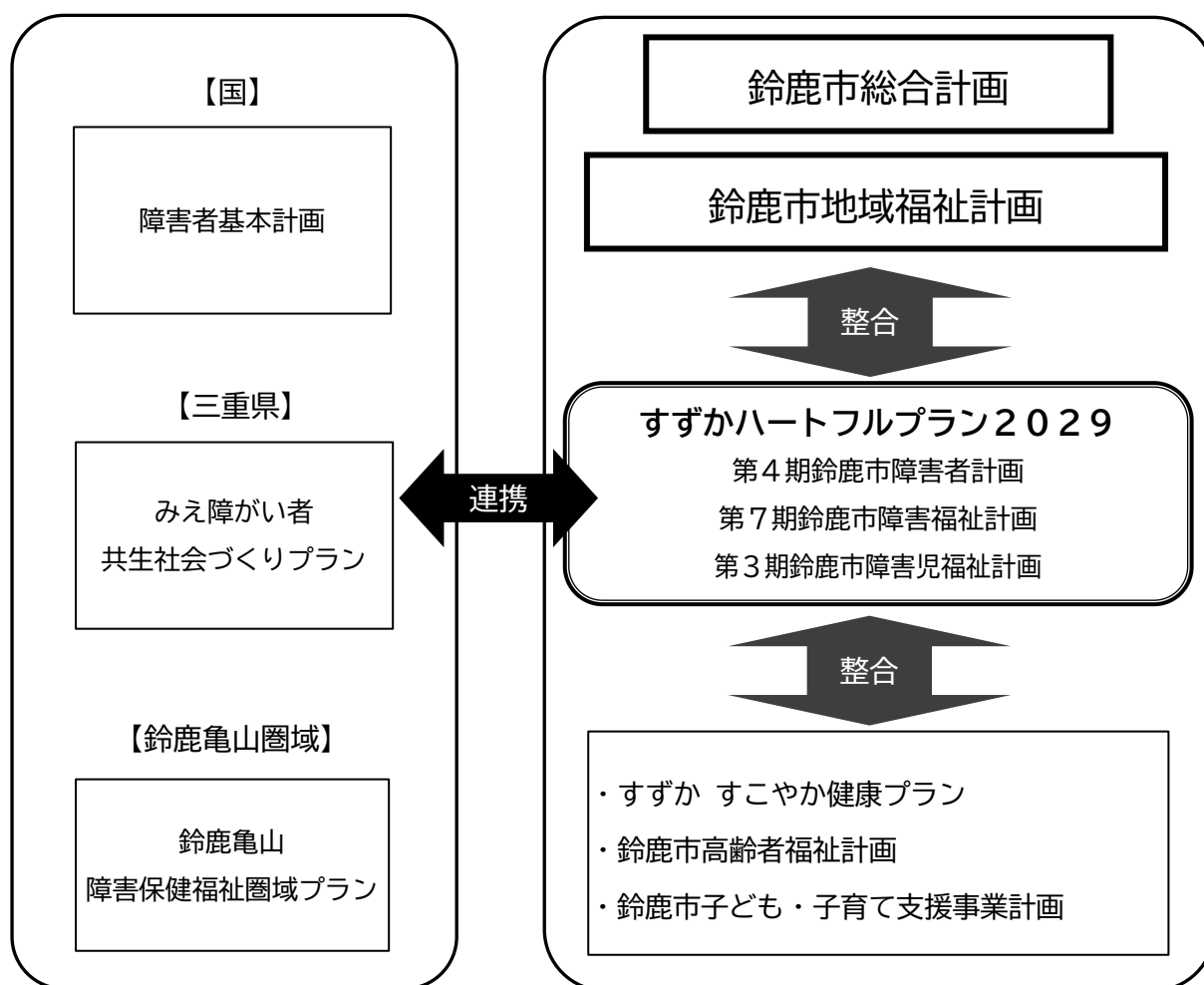


(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの内容を踏まえ、本市の障がい者施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置付け、福祉分野の上位計画である「第3期鈴鹿市地域福祉計画」をはじめ、「すずか すこやか健康プラン」、「鈴鹿市高齢者福祉計画」、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

さらに、アンケート調査やヒアリングを実施し、障がいのある人やその他の関係者の意見を可能な限り踏まえて策定しています。



(3) 計画の期間

第4期鈴鹿市障害者計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

第7期鈴鹿市障害福祉計画及び第3期鈴鹿市障害児福祉計画の期間は2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

また、国等の動向を踏まえ、期間中の見直し等に柔軟に対応できるようにします。

なお、本計画は、国・県の計画と整合を図り、計画期間を定めるため、総合計画における基本構想、基本計画の策定時には見直しを行うこととします。

2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度	2031 (令和13) 年度
鈴鹿市 総合計画 2023	鈴鹿市総合計画2031								
	前期基本計画					後期基本計画			
第3期	第4期鈴鹿市障害者計画							第5期	
第6期	第7期 鈴鹿市障害福祉計画			第8期 鈴鹿市障害福祉計画				第9期	
第2期	第3期 鈴鹿市障害児福祉計画			第4期 鈴鹿市障害児福祉計画				第5期	

(4) 障害保健福祉圏域

障がいのある人が適切なサービスを受けることができるようにするには、広域的な障害福祉サービスの提供体制を整える必要があるため、三重県では、「障害保健福祉圏域」として、本市と亀山市と2市で「鈴鹿亀山圏域」を設定しています。

このため、市町と県が協働で策定する「圏域プラン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえて、本計画を策定しています。

(5) 計画の視点

1 障がいのある人を含めた“絆力”の向上による地域共生社会の実現

「地域共生社会の実現」へ向けた国の取組の方向性では、障がいのある人を含めた地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとしています。

本計画では、障がいのある人及び世帯を含めた、全ての人が社会的孤独に陥らないよう、お互いに支え合う地域づくりに「我が事」として取り組むための市全体の意識の醸成を進める必要があります。

2 幼少期から就労まで途切れのない支援の充実

早期発見から、児童発達支援や障がい児保育へつなぎ、特別支援学校や特別支援学級での教育と障害児通所支援、就労支援や地域移行支援等の利用を促進し、成長過程に応じた途切れのない支援を提供することが重要となっています。

3 差別の解消と合理的配慮に向けた意識醸成

「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮が進められてきましたが、2024（令和6）年4月からは、行政機関と同様に、民間の事業所においても、合理的配慮が義務化されます。

障害者権利条約では、合理的配慮を「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義しています。

今後は、合理的配慮が浸透、定着していくよう気運を醸成していく必要があります。

(6) SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

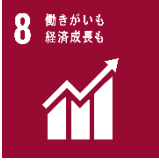
2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030年を達成年限とし、17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)から構成されています。

SDGsは、本市の「鈴鹿市総合計画2031」において、計画を推進することによりSDGsの実現に貢献できるとしており、推進プランとして位置付けられる「すずかハートフルプラン2029」においても、SDGsを意識した取組を推進することで持続可能なまちづくりや、共生社会の実現という目標に向かい進むことができると考えています。



(国際連合広報センターウェブサイトより)

本計画と関連するゴール（目標）は以下のとおりです。

ゴール (目標)	内 容
 1 貧困をなくそう	<u>貧困をなくそう</u> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 3 すべての人に健康と福祉を	<u>すべての人に健康と福祉を</u> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	<u>質の高い教育をみんなに</u> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 8 働きがいも経済成長も	<u>働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	<u>人や国の不平等をなくそう</u> 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	<u>住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	<u>平和と公正をすべての人に</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<u>パートナーシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：地方創生SDGsローカル指標リスト（2022年9月改定版）（内閣府）

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 身体障害者手帳の交付状況

本市の2022（令和4）年度末現在の身体障害者手帳所持者数は6,864人となっています。

障がい種別にみると、肢体不自由が50.0%と最も多くなっています。

等級別にみると、1級が31.4%と最も多く、次に4級が21.9%と多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数 (人)

障がい種別		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	視覚障がい	125	146	25	32	57	13	398
	聴覚・平衡機能障がい	28	195	93	140	5	274	735
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	2	2	37	27	0	0	68
	肢体不自由	666	672	746	825	341	183	3,433
内 部 障 が い	心臓機能障がい	638	14	249	180	0	0	1,081
	じん臓機能障がい	630	1	15	5	0	0	651
	呼吸器機能障がい	41	3	75	12	0	0	131
	ぼうこう・直腸機能障がい	2	1	18	278	0	0	299
	小腸機能障がい	3	0	3	2	0	0	8
	免疫機能障がい	7	17	19	1	0	0	44
	肝臓機能障がい	12	1	2	1	0	0	16
	内部障がい計	1,333	37	381	479	0	0	2,230
合計		2,154	1,052	1,282	1,503	403	470	6,864

■年度別身体障害者手帳所持者数 (人)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度
合計	7,297	7,693	8,134	6,932	6,960	6,864

出典：福祉行政報告例（各年度末）提出データ

2 療育手帳の交付状況

本市の2022（令和4）年度末現在の療育手帳所持者数は1,907人となっています。

2017（平成29）年度に対する2022（令和4）年度の所持者数を比較すると、全体的に増加傾向にあります。特に、B（中度・軽度）の所持者数では、約3割増加しています。

年齢等級別にみると、18歳未満ではB（中度・軽度）の割合がA（最重度・重度）の割合よりも高い状況に変化はありません。

一方、18歳以上ではB（中度・軽度）とA（最重度・重度）の割合に大きな差がない状況が変化し、18歳未満と同様に、B（中度・軽度）の割合がA（最重度・重度）の割合よりも高い傾向が見られるようになってきました。

■療育手帳所持者数

（人）

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度
A 18歳未満	152	141	146	142	149	157
B 18歳未満	348	375	406	408	429	445
A 18歳以上	539	555	567	578	578	585
B 18歳以上	562	592	616	653	674	720
A 計	691	696	713	720	727	742
B 計	910	967	1,022	1,061	1,103	1,165
合計	1,601	1,663	1,735	1,781	1,830	1,907

A（最重度・重度）、B（中度・軽度）

出典：福祉行政報告例（各年度末）提出データ

3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

本市の2022（令和4）年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,799人となっています。

等級別にみると、2級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度
1級	104	114	106	108	106	119
2級	818	876	959	940	1,004	1,055
3級	360	390	453	464	531	625
合計	1,282	1,380	1,518	1,512	1,641	1,799

出典：保健所年報（三重県鈴鹿保健所）（各年度末）

4 難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、2013（平成25）年度から難病患者等が、障がいのある人の範囲に加えられ、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）を所持していなくても、障害福祉サービスの利用が可能となりました。なお、障害福祉サービスを受けられる難病は366疾病（2024（令和6）年4月から369疾病）となっています。

また、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく、特定医療費（指定難病338疾病（2024（令和6）年度中に341疾病となる見通し））の支給認定件数は2022（令和4）年度末現在で2,015件となっています。

■特定医療費（指定難病）支給認定件数（※） (件)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度
件数	1,771	1,813	1,862	2,028	1,960	2,015

出典：保健所年報（三重県鈴鹿保健所）（各年度末）

※支給認定件数は鈴鹿保健所圏域の件数となっており、鈴鹿市と亀山市の認定件数の合計となっています。

5 アンケート結果

(1) 市民アンケート調査結果

①調査概要

ア) 調査の目的

本計画の策定を行うにあたり、本市の障がいのある人の実態等を把握し、総合的な施策への反映や障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の円滑な計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

イ) 調査地域

鈴鹿市全域

ウ) 調査対象者

本市在住の障害者手帳所持者（無作為抽出） 1,500 人

本市在住の障害者手帳未所持者（無作為抽出） 1,500 人

エ) 調査期間

2022（令和4）年9月9日～9月30日

オ) 調査方法

郵送配布、郵送回収又はWEB 回答による調査

カ) アンケート内容

障害者手帳所持者 設問数 42

基本的なことについて、現在の生活について、災害時の対応について、仕事について、教育について、社会参加について、福祉サービスについて、差別の経験について、権利を守る制度について、満足度について、自由記載

障害者手帳未所持者 設問数 25

基本的なことについて、障がいのある方との関わりについて、障がいのある方への理解について、障がいに関する情報について、障がいのある方を取り巻く環境について

キ) 回収結果

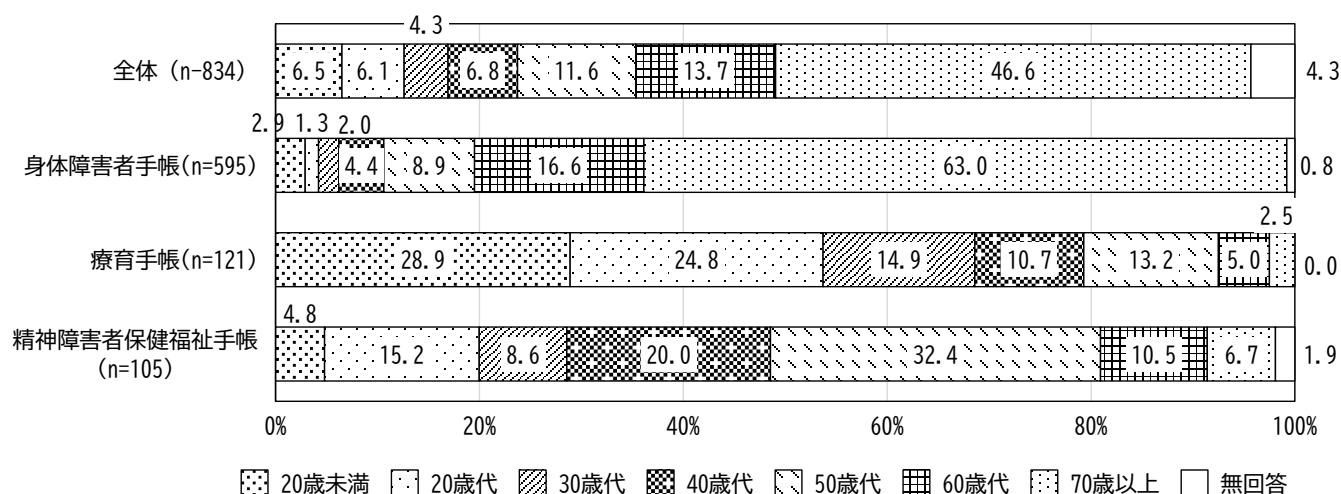
	配布数 (件)	有効回収数(件)			有効回収率 (%)
			郵送	WEB	
障害者手帳 所持者	1,500	834	735	99	55.6
障害者手帳 未所持者	1,500	646	469	177	43.1
全体	3,000	1,480	1,204	276	49.3

②障害者手帳所持者調査結果

【基本的なことについて】

あなたの年齢はいくつですか。(2022(令和4)年9月1日現在)(数字を記入) 及びあなたは次のどの手帳をお持ちですか。

全体では「70歳以上」が46.6%と半数ほどとなっています。手帳別では、身体障害者手帳所持者では「70歳以上」が63.0%と半数以上となっています。療育手帳所持者では「20歳未満」が28.9%、「20歳代」が24.8%と多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「50歳代」が32.4%と最も多くなっています。



【現在の生活について】

あなたの現在の生活で困っていることや不安に思っていることはどれですか。（MA：複数回答。割合の合計は100%になりません。以下同じ。）

全体では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高く、「特に困っていることはない」、「将来的に生活する家、施設があるかどうか不安」、「生活に必要なお金が足りない」と続きます。2020（令和2）年度アンケートと比較したところ、大きな変化はありませんでした。手帳別では、身体・精神障害者保健福祉手帳所持者は「自分の健康や体力に自信がない」、療育手帳所持者は「将来的に生活する家、施設があるかどうか不安」が最も高くなっています。

	1位	2位	3位
全体 834人	自分の健康や体力に自信がない（42.1%）	特に困っていることはない（26.1%）	将来的に生活する家、施設があるかどうか不安（19.7%）
【参考】 R2 全体	自分の健康や体力に自信がない（41.8%）	特に困っていることはない（22.8%）	生活に必要なお金が足りない（21.8.%）
身体 595人	自分の健康や体力に自信がない（46.6%）	特に困っていることはない（27.4%）	生活に必要なお金が足りない（17.6%）
療育 121人	将来的に生活する家、施設があるかどうか不安（38.0%）	特に困っていることはない（28.9%）	生活に必要なお金が足りない（14.9%）
精神 105人	自分の健康や体力に自信がない（44.8%）	生活に必要なお金が足りない（33.3%）	将来的に生活する家、施設があるかどうか不安（21.9%）

今後、障がいのある人が地域で社会生活を営むためにはどのような条件が必要だと思いますか。(MA)

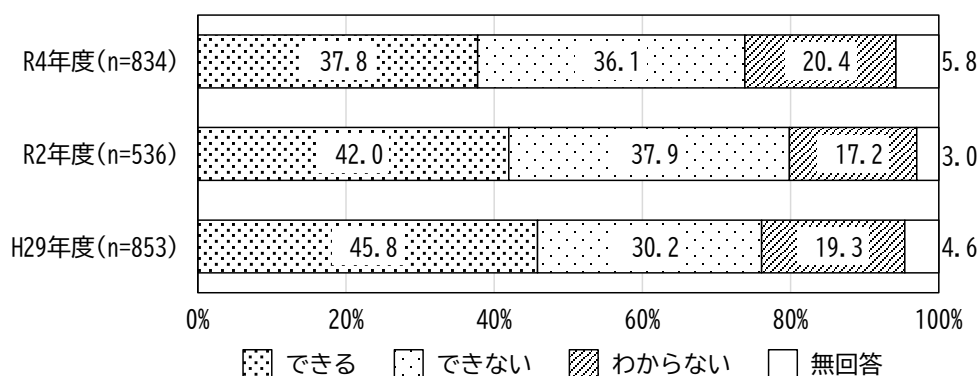
全体では「家族やパートナーなどの理解者がいること」が最も高く、「在宅の福祉サービスが充実すること」、「身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること」と続きます。手帳別では、いずれも「家族やパートナーなどの理解者がいること」が最も高く、身体障害者手帳所持者では「在宅の福祉サービスが充実すること」、療育手帳所持者では「支援スタッフのいるグループホームなどに入れること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること」が次点となっています。

	1 位	2 位	3 位
全体 834 人	家族やパートナーなどの理解者がいること (45.8%)	在宅の福祉サービスが充実すること (38.4%)	身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること (34.9%)
【参考】 R2 全体	家族やパートナーなどの理解者がいること (41.0%)	在宅の福祉サービスが充実すること (39.7%)	身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること (35.8.%)
身体 595 人	家族やパートナーなどの理解者がいること (47.4%)	在宅の福祉サービスが充実すること (42.4%)	身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること (35.0%)
療育 121 人	家族やパートナーなどの理解者がいること (43.8%)	支援スタッフのいるグループホームなどに入れること (43.0%)	通えるなじみの場所があること (37.2%)
精神 105 人	家族やパートナーなどの理解者がいること (48.6%)	身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること (35.2%)	通えるなじみの場所があること (34.3%)

【災害時の対応について】

あなたは、災害が発生した場合、ひとりで避難することができますか。

全体では「できる」が37.8%、「できない」が36.1%となっており、過去の結果と比較すると、2017（平成29）年度以降「できる」が減少傾向、「できない」「わからない」がいずれも増加傾向にあります。



「ひとりで避難できない」と回答した方で、災害のために避難が必要になる際、手助けをしてくれる人はどなたですか。（MA）

全体では「家族や親せき」が最も高く、「隣近所の人」が続きます。手帳別でも同様の傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者では「手助けをしてくれる人はいない」が、ほかの手帳所持者より多くなっています。

	1位	2位	3位
全体 301人	家族や親せき (77.1%)	隣近所の人 (13.3%)	その他 (8.3%)
【参考】 R2 全体	家族や親せき (73.9%)	隣近所の人 (14.8%)	手助けしてくれる人はいない (7.9%)
身体 218人	家族や親せき (77.5%)	隣近所の人 (15.1%)	その他 (8.3%)
療育 59人	家族や親せき (83.1%)	その他 (10.2%)	手助けしてくれる人はいない・隣 近所の人 (6.8%)
精神 26人	家族や親せき (61.5%)	手助けしてくれる人はいない (19.2%)	隣近所の人・その他・わからない (7.7%)

災害時に困ることは何ですか。(MA)

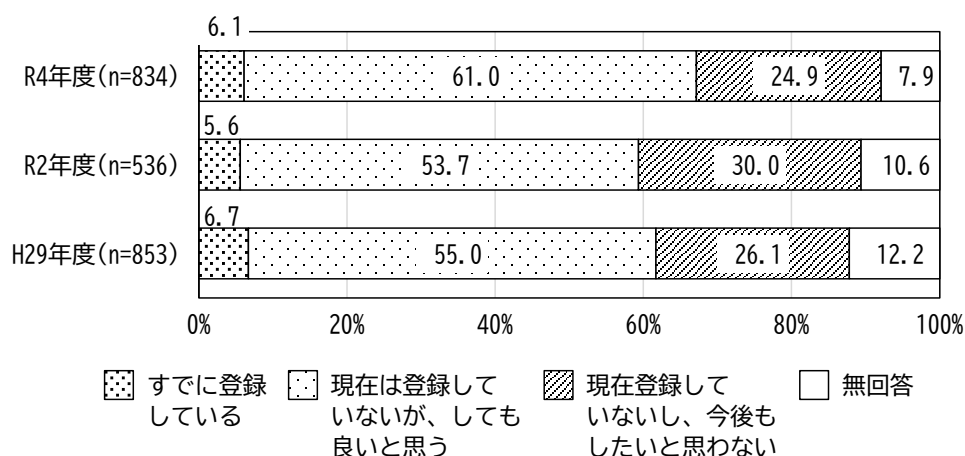
災害時について全体では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も高く、「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が続きます。

手帳別では、全体結果とおおむね同じですが、療育手帳、精神障害保健福祉手帳所持者では「周囲とのコミュニケーションがとれない」が上位にきています。

	1位	2位	3位
全体 834人	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (56.6%)	投薬や治療などの医療的ケアが受けられない (52.3%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (44.8%)
身体 595人	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (55.3%)	投薬や治療などの医療的ケアが受けられない (54.5%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (47.2%)
療育 121人	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (64.5%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (52.1%)	周囲とのコミュニケーションがとれない (49.6%)
精神 105人	投薬や治療などの医療的ケアが受けられない (60.0%)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (58.1%)	周囲とのコミュニケーションがとれない (34.3%)

災害時の救援のために、災害時要援護者台帳に登録しても良いと思いますか。

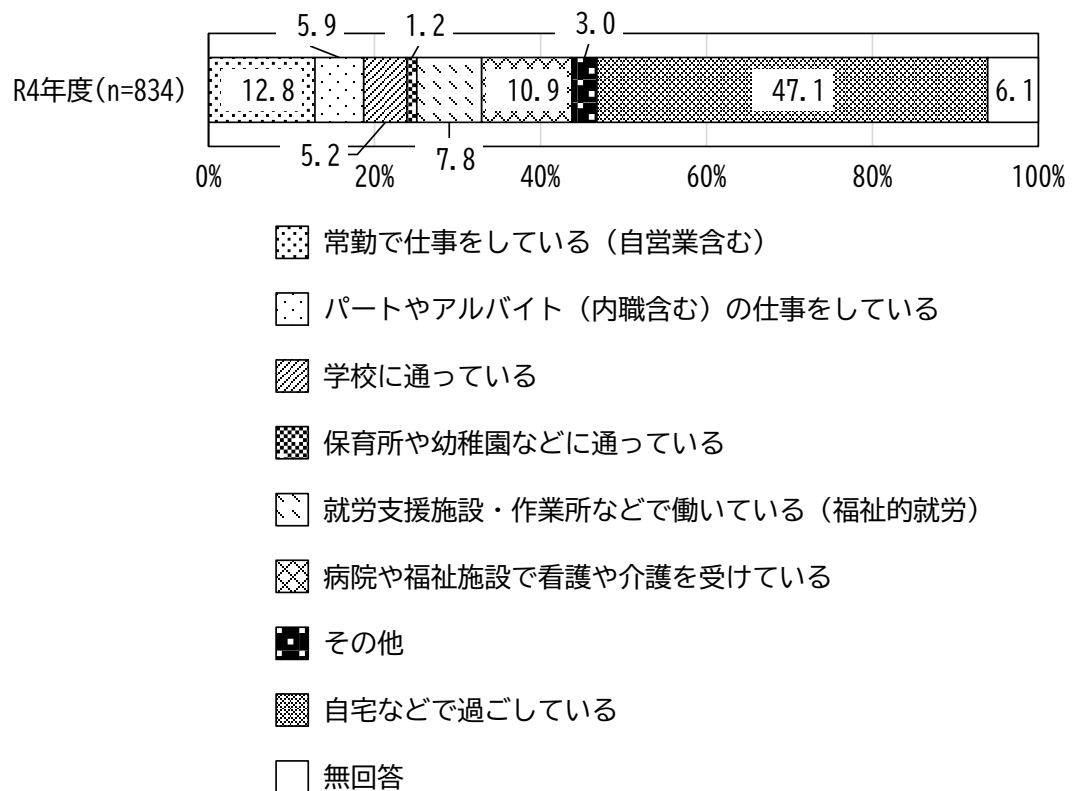
全体では「現在は登録していないが、しても良いと思う」が最も高く、「現在登録していないし、今後もしたいと思わない」、「すでに登録している」と続きます。過去のアンケート結果と比較すると、「現在は登録していないが、しても良いと思う」が増加傾向にあり、意識の変化がうかがえます。



【仕事について】

あなたのふだんの過ごし方について、あてはまるものはどれですか。

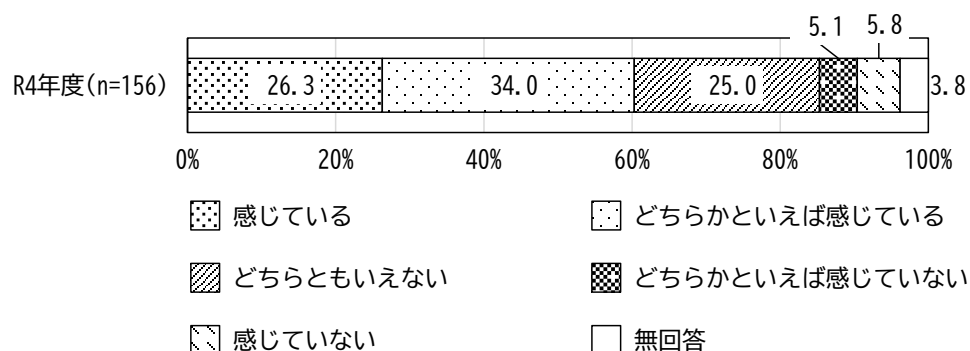
ふだんの過ごし方について、全体でみると「自宅などで過ごしている」が47.1%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている（自営業含む）」が12.8%、「病院や福祉施設で看護や介護を受けている」が10.9%となっています。



ふだんの過ごし方として「常勤で仕事をしている（自営業含む）」「パートやアルバイト（内職含む）の仕事をしている」と答えた方にお尋ねします。

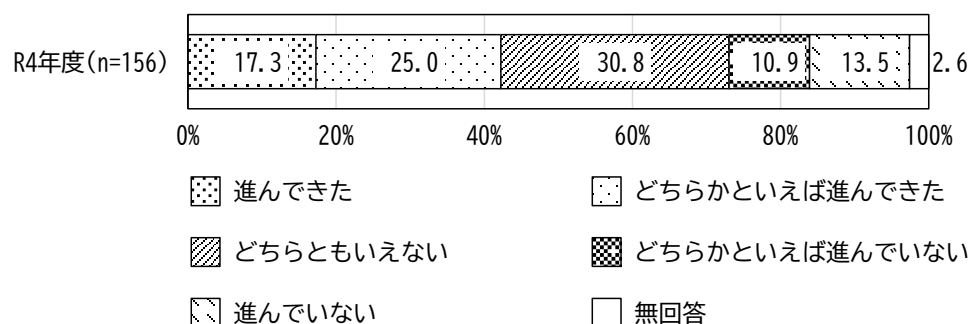
現在の仕事にやりがいを感じていますか。

現在の仕事のやりがいについて、全体でみると『感じている』（「感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせたもの）が60.3%、『感じていない』（「感じていない」「どちらかといえば感じていない」を合わせたもの）が10.9%となっています。



現在の職場において障がい者に対する理解は進んできたと思いますか。

現在の職場での障がい者に対する理解について、全体でみると『進んできた』（「進んできた」「どちらかといえば進んできた」を合わせたもの）が42.3%、『進んでいない』（「進んでいない」「どちらかといえば進んでいない」を合わせたもの）が24.4%となっています。

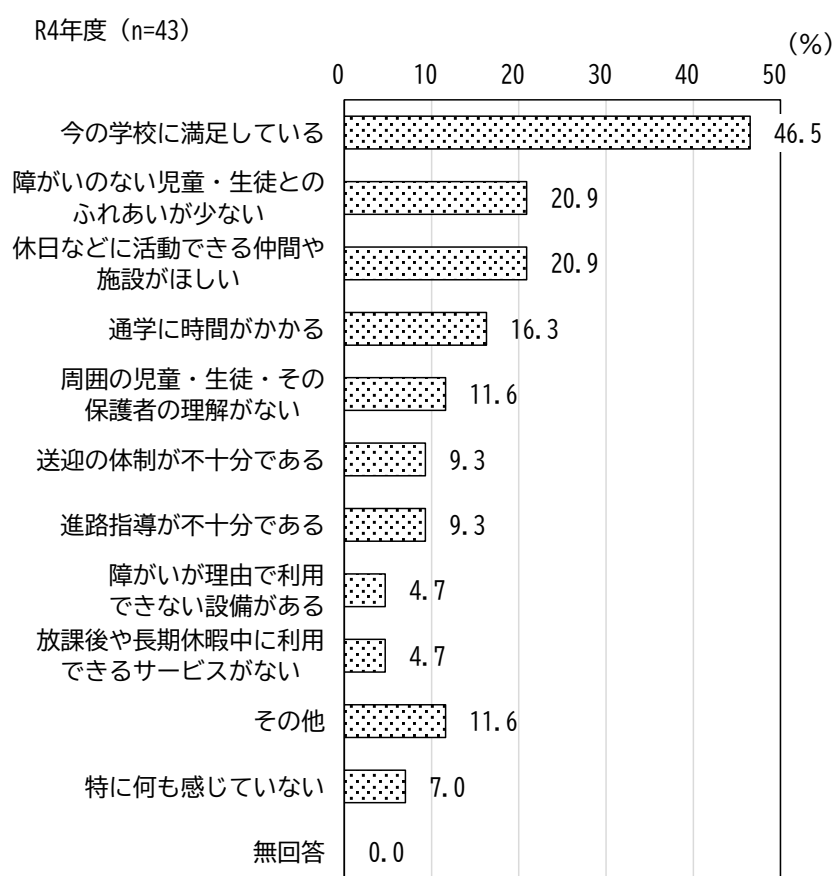


【教育について】

ふだんの過ごし方として「学校に通っている」と答えた方にお尋ねします。

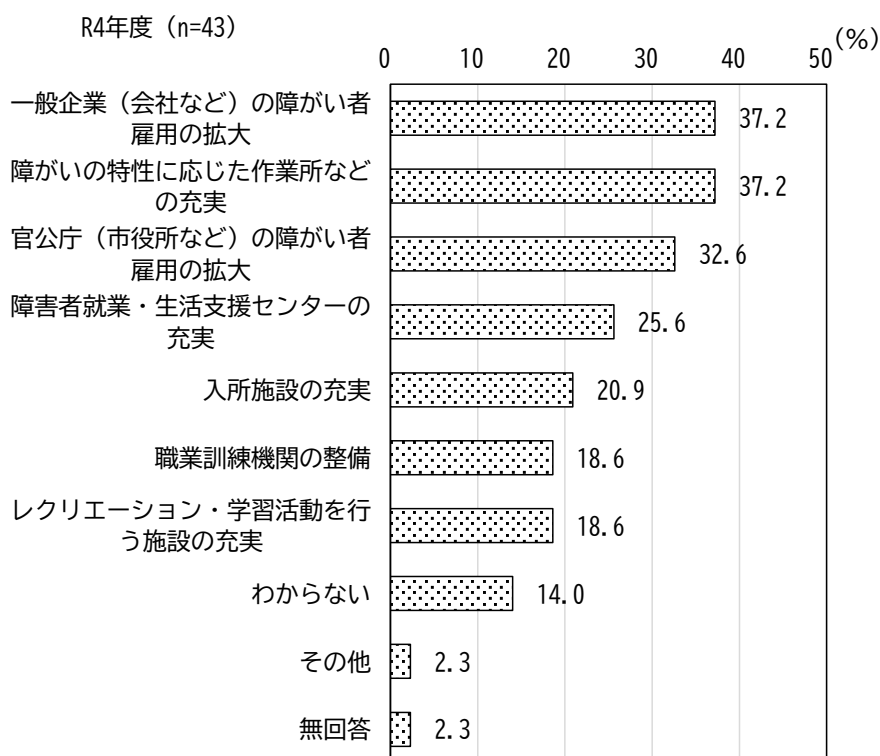
あなたが通学していて感じることは何ですか。(MA)

通学していて感じることにについて、全体でみると「今の学校に満足している」が46.5%と最も高く、次いで「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が各20.9%、「通学に時間がかかる」が16.3%となっています。



学校教育終了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。(MA)

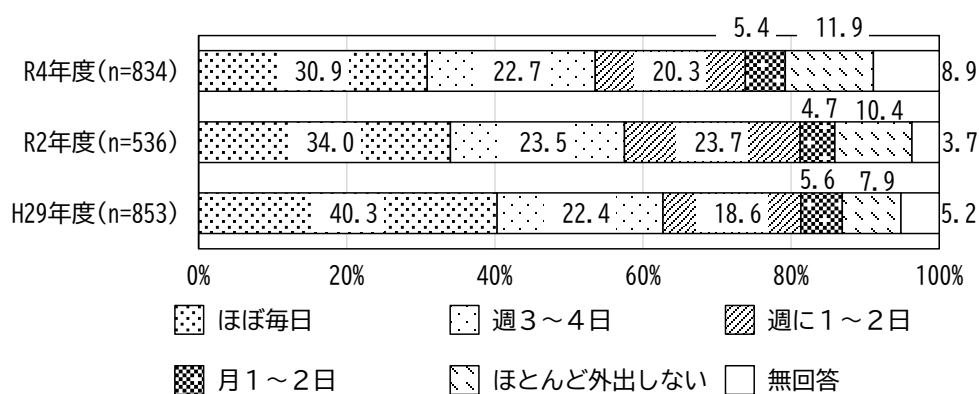
学校教育終了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望むかについて、全体でみると「一般企業（会社など）の障がい者雇用の拡大」「障がいの特性に応じた作業所などの充実」が各 37.2%と最も高く、次いで「官公庁（市役所など）の障がい者雇用の拡大」が 32.6%となっています。



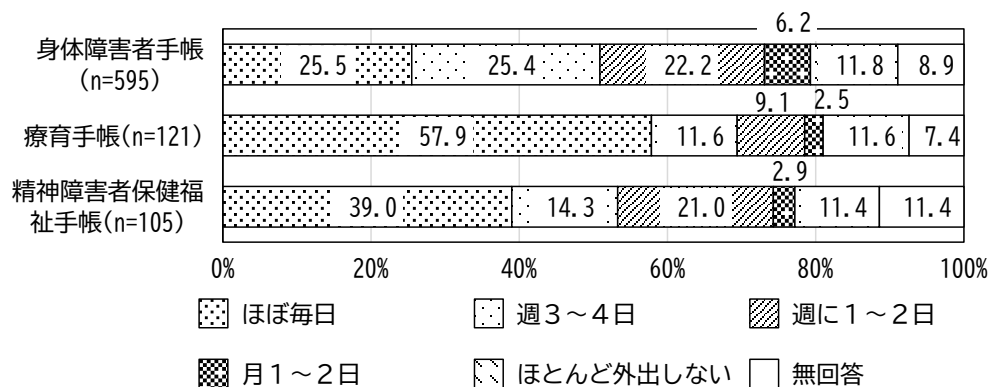
【社会参加について】

あなたは、現在どのくらいの割合で外出しますか。

外出の割合は、全体でみると「ほぼ毎日」が最も高く、「週3～4日」、「週に1～2日」と続きます。過去のアンケート結果と比較すると、2017（平成29）年度以降「ほぼ毎日」が減少傾向、「ほとんど外出しない」がやや増加傾向にあり、コロナ禍による外出自粛の影響があると推測されます。



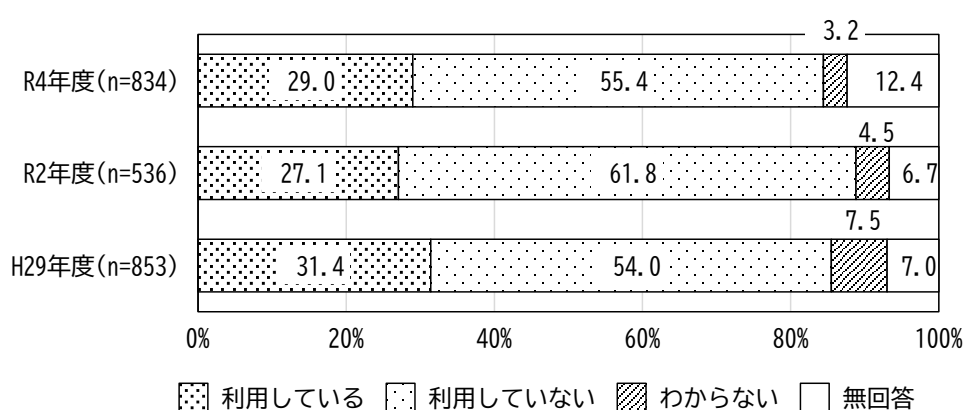
【手帳別】



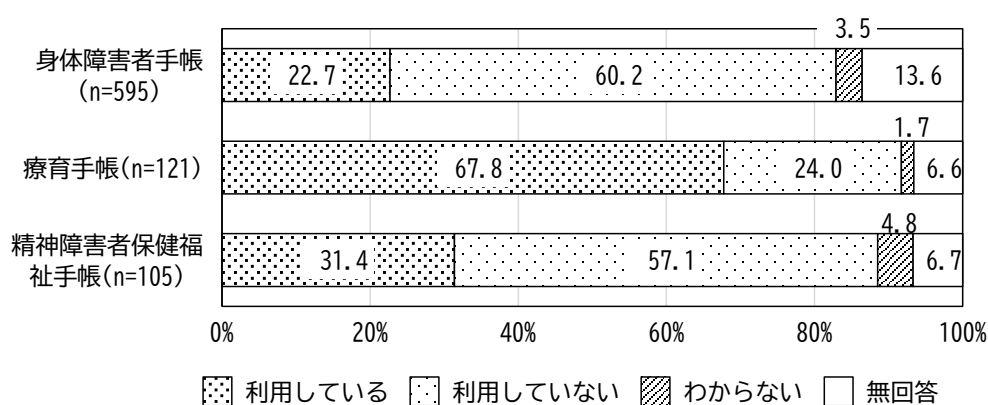
【福祉サービスについて】

あなたは現在、障害福祉サービスを利用していますか。

全体でみると「利用していない」が55.4%、「利用している」が29.0%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、「利用している」がやや減少傾向ですが、大きな変動はありません。手帳別でみると、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者では「利用していない」が「利用している」を上回り、療育手帳所持者では「利用している」が「利用していない」を上回っています。



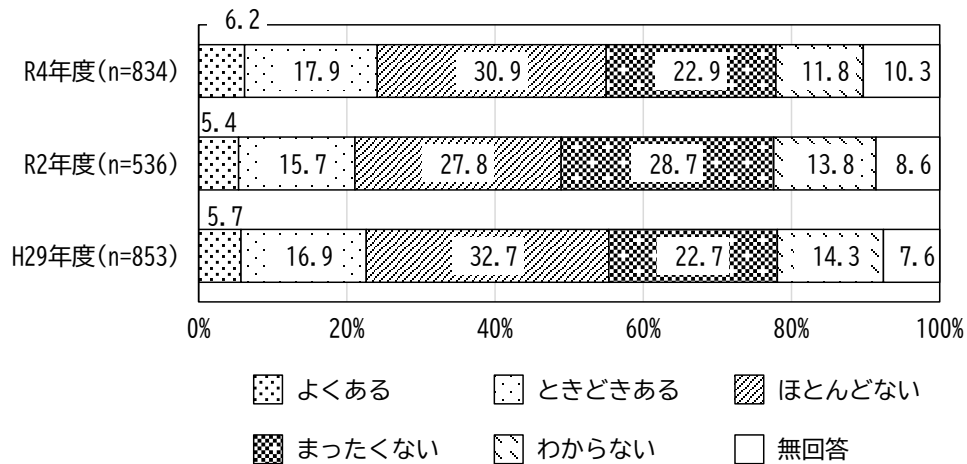
【手帳別】



【差別の経験について】

あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

全体では「よくある」「ときどきある」を合わせたものが24.1%、「ほとんどない」「まったくない」を合わせたものが53.8%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、大きな変動はありません。



※H29年度、R2年度については、区分が「よく感じる」「ときどき感じる」「ほとんど感じない」「まったく感じない」「わからない」でした。

<上記設問で「よくある」「ときどきある」と答えた方にお尋ねします。>

差別や嫌な思いをした場面を教えてください。(MA)

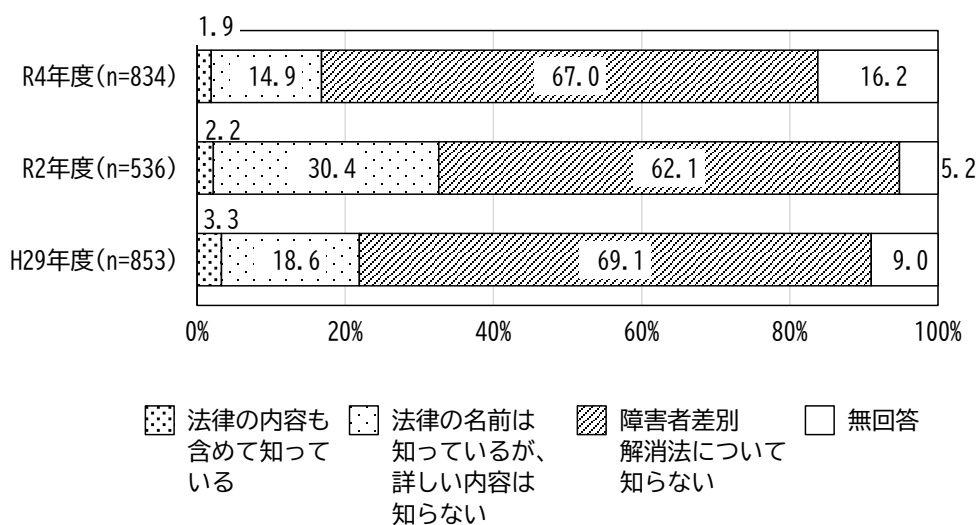
全体では「外出中」が最も高く、「職場」、「店などの対応・態度」と続きます。

手帳別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「外出中」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「職場」が最も高くなっています。

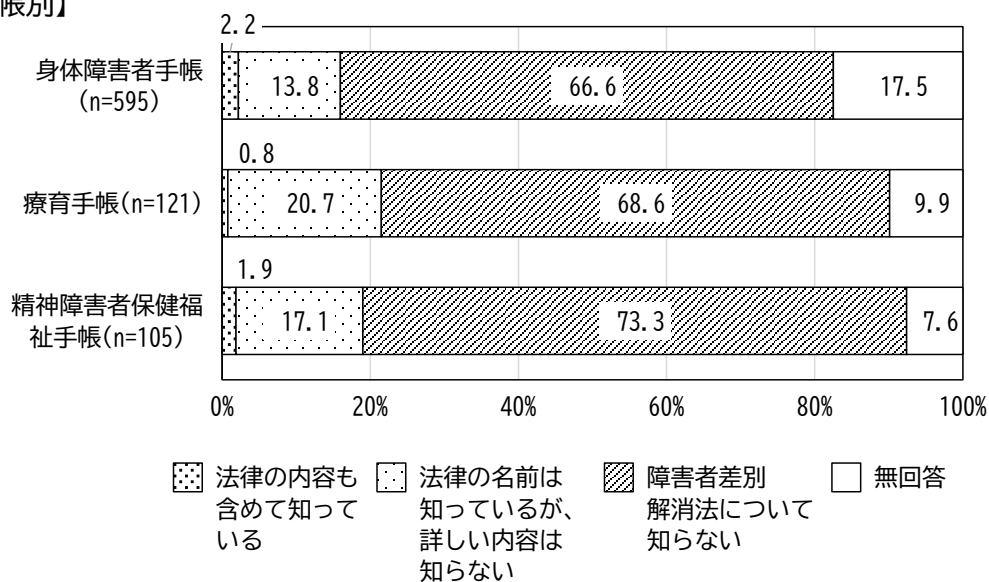
	1位	2位	3位
全体 201 人	外出中 (41.3%)	職場 (29.4%)	店などの対応・態度 (25.9%)
身体 105 人	外出中 (45.7%)	店などの対応・態度 (30.5%)	職場 (28.6%)
療育 54 人	外出中 (50.0%)	学校 (37.0%)	店などの対応・態度 (29.6%)
精神 51 人	職場 (43.1%)	外出中 (35.3%)	病院 (29.4%)

あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

「障害者差別解消法について知らない」が67.0%と最も高く、次いで「法律の名前は知っているが、詳しい内容は知らない」が14.9%、「法律の内容も含めて知っている」が1.9%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、2020（令和2）年度に認知度が増加したものの、2022（令和4）年度に再び減少しています。手帳別でみると、いずれも「障害者差別解消法について知らない」がそれぞれ最も高くなっています。



【手帳別】

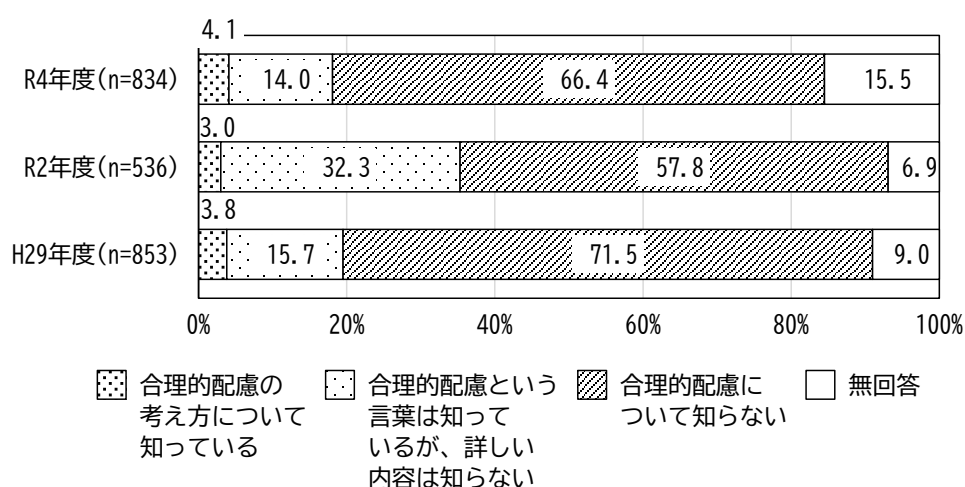


あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。

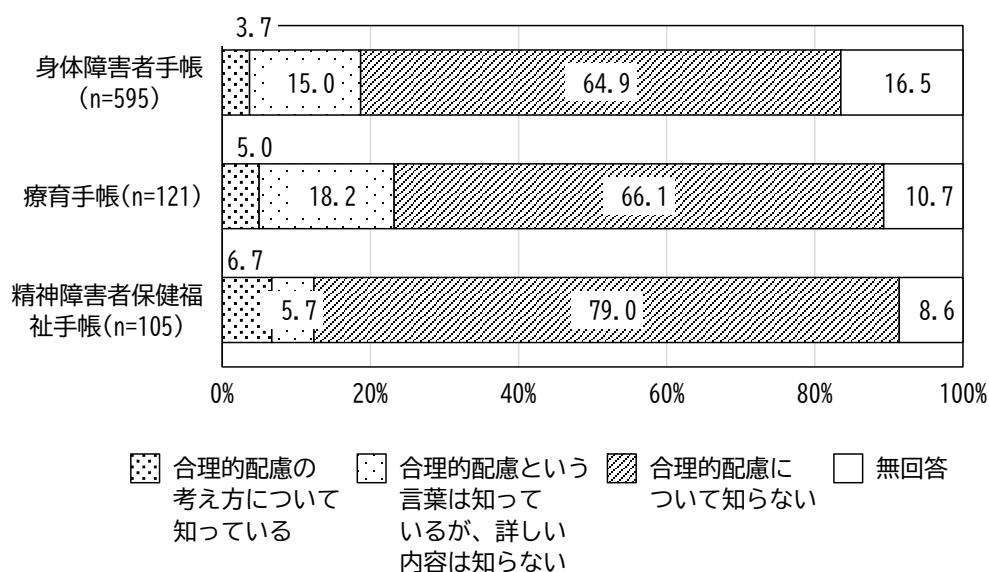
「合理的配慮」の認知度について、全体でみると「合理的配慮について知らない」が66.4%と最も高く、次いで「合理的配慮という言葉は知っているが、詳しい内容は知らない」が14.0%、「合理的配慮の考え方について知っている」が4.1%となっています。

過去のアンケート結果と比較すると、2020（令和2）年度にいったん認知度が増加したものの、2022（令和4）年度に再び減少しています。

手帳別でみると、いずれも「合理的配慮について知らない」がそれぞれ最も高くなっています。



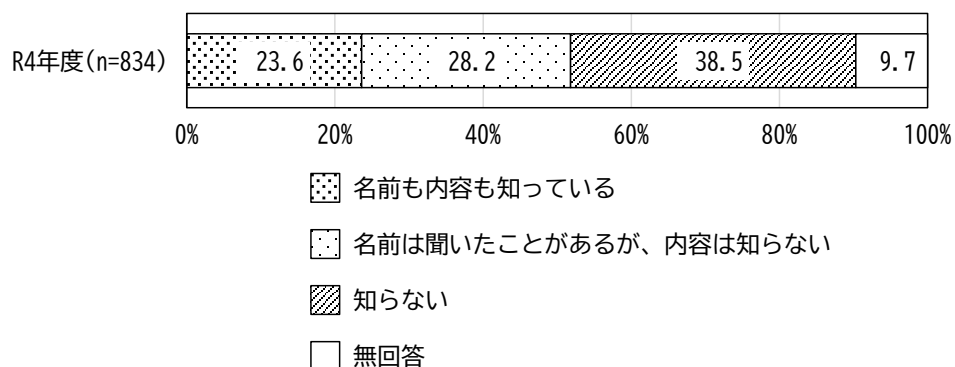
【手帳別】



【権利を守る制度について】

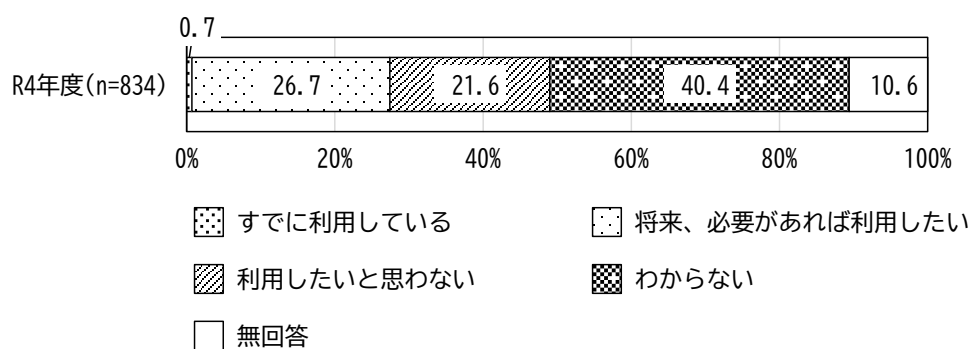
あなたは、成年後見制度について知っていますか。

成年後見制度の認知度について、全体でみると「知らない」が38.5%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.2%、「名前も内容も知っている」が23.6%となっています。



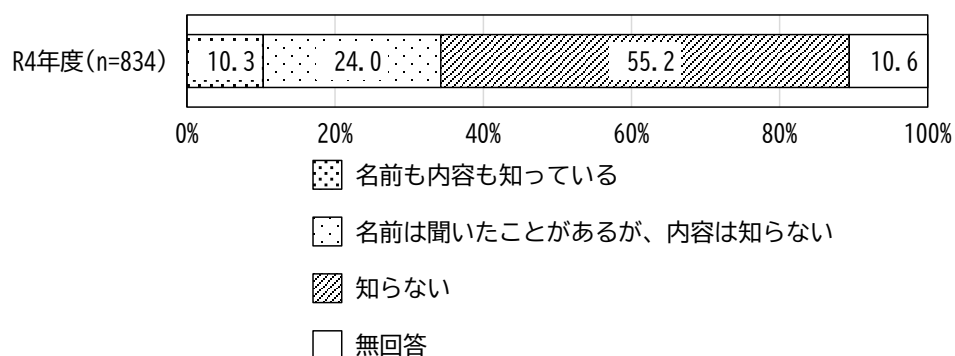
あなたは今後、成年後見制度を利用したいと思いますか。

今後の成年後見制度の利用意向について、全体でみると「わからない」が40.4%と最も高く、次いで「将来、必要があれば利用したい」が26.7%、「利用したいと思わない」が21.6%となっています。



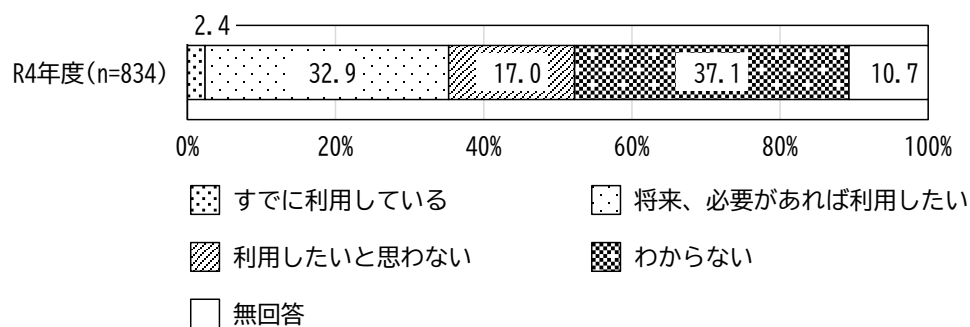
あなたは、日常生活自立支援事業について知っていますか。

日常生活自立支援事業の認知度について、全体でみると「知らない」が55.2%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.0%、「名前も内容も知っている」が10.3%となっています。



あなたは今後、日常生活自立支援事業を利用したいと思いますか。

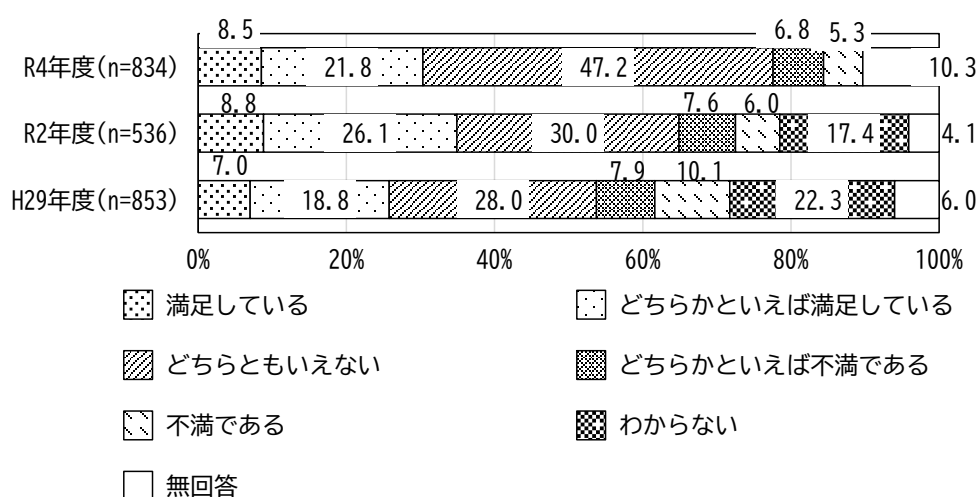
今後の日常生活自立支援事業の利用意向について、全体でみると「わからない」が37.1%と最も高く、次いで「将来、必要があれば利用したい」が32.9%、「利用したいと思わない」が17.0%となっています。



【満足度について】

あなたは、鈴鹿市の障がい者福祉施策に満足していますか。

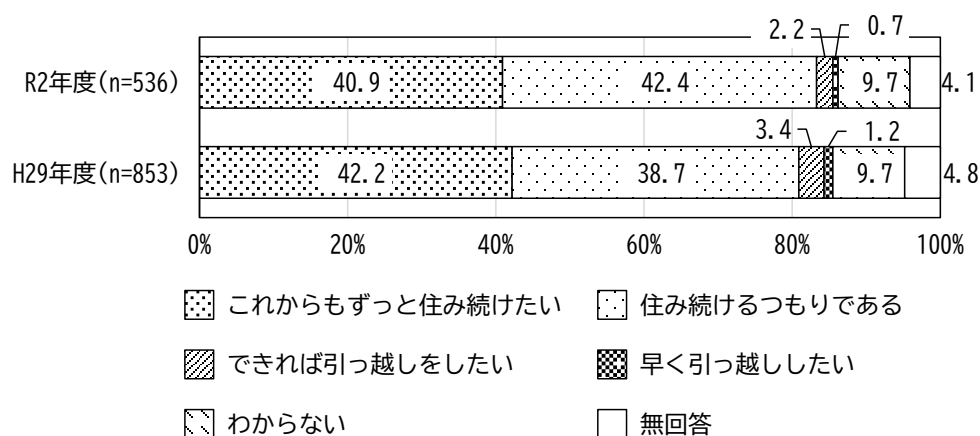
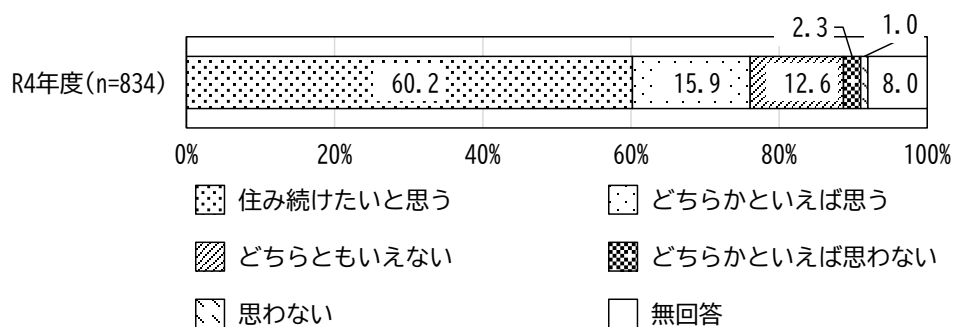
全体でみると「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせたものが30.3%、「不満である」「どちらかといえば不満である」を合わせたものが12.1%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせたもの、「不満である」「どちらかといえば不満である」を合わせたものは2020（令和2）年度から減少。「どちらともいえない」が増加しているのは過去の選択肢では「わからない」があったため、「わからない」が「どちらともいえない」に含まれていると考えられます。



※H29年度、R2年度については、区分が「満足している」「ある程度満足している」「満足でもなく、不満でもない」「やや不満である」「不満である」「わからない」の6区分でした。

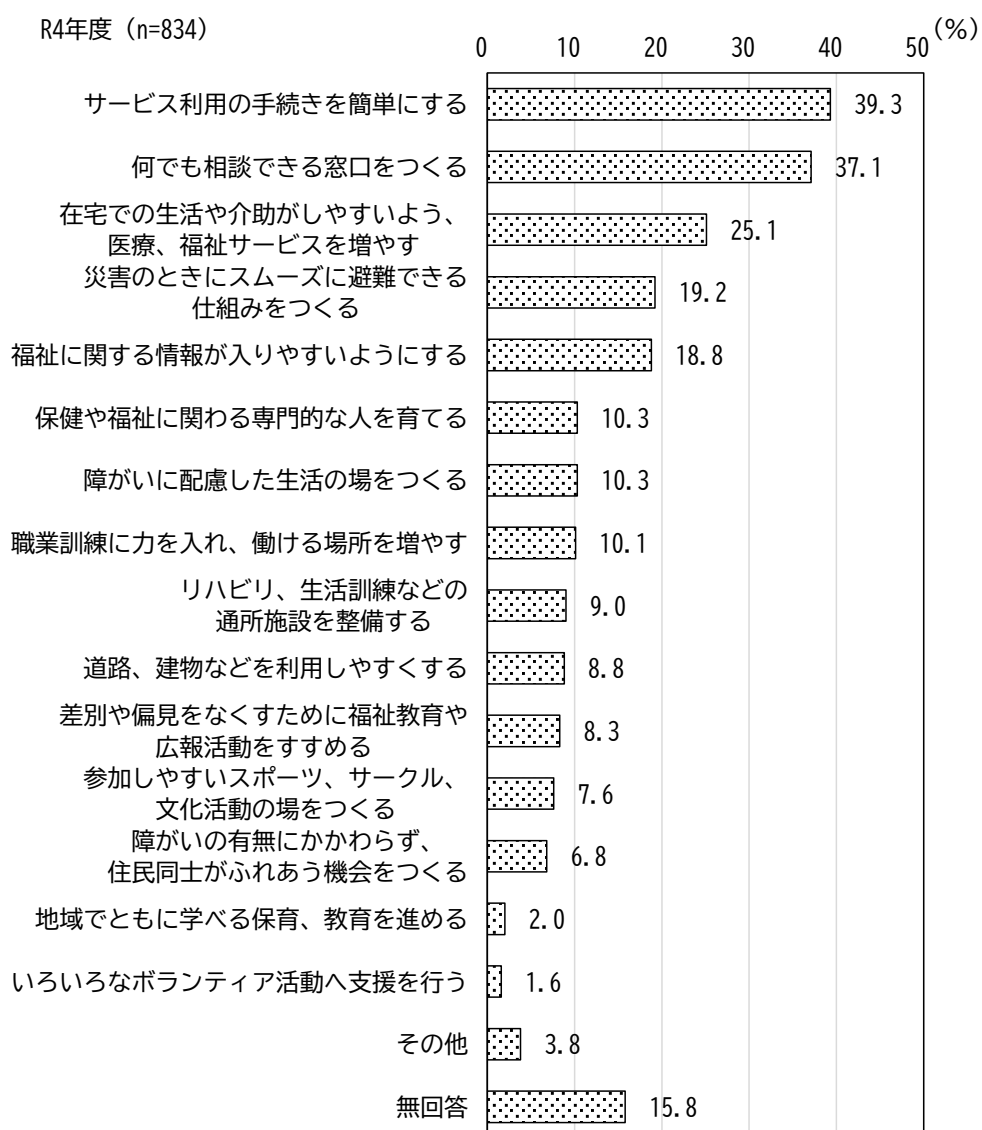
あなたは、これからも鈴鹿市に住み続けたいと思いますか。

全体でみると『住み続けたいと思う』（「住み続けたいと思う」「どちらかといえば思う」を合わせたもの）が76.1%、『住み続けたいと思わない』（「思わない」「どちらかといえば思わない」を合わせたもの）が3.3%となっています。



障がいのある人が住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なことについて、全体でみると「サービス利用の手続きを簡単にする」が39.3%と最も高く、次いで「何でも相談できる窓口をつくる」が37.1%、「在宅での生活や介助がしやすいよう、医療、福祉サービスを増やす」が25.1%となっています。

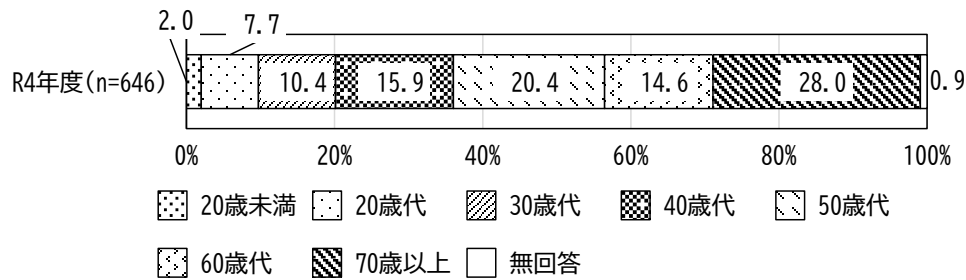


③障害者手帳未所持者調査結果

【基本的なことについて】

あなたの年齢はおいくつですか。(2022(令和4)年9月1日現在)

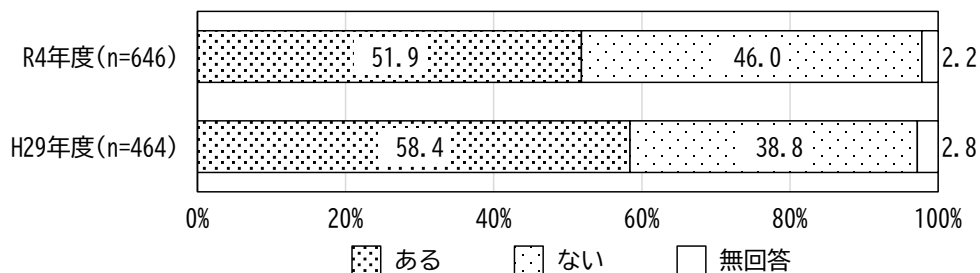
年齢について、「70歳以上」が28.0%と最も高く、次いで「50歳代」が20.4%、「40歳代」が15.9%となっています。



【障がいのある方との関わりについて】

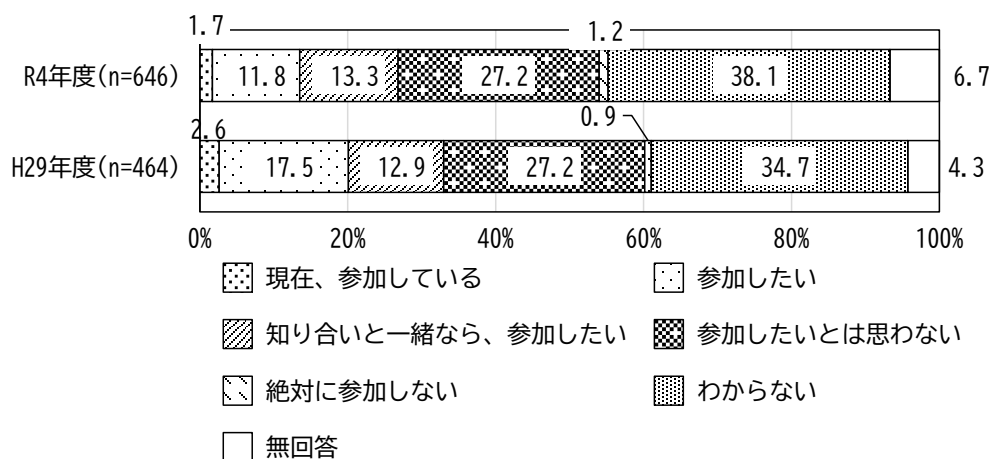
あなたはこれまでに障がいのある方と一緒に暮らしたり、遊んだり、学んだり、仕事をした経験がありますか。

全体でみると「ある」が51.9%、「ない」が46.0%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、「ある」が6.5ポイント減少し、「ない」が7.2ポイント増加しています。



今後障がいのある方に関わるボランティア活動（近所のボランティア、市のボランティア問わず）に参加したいと思いますか。

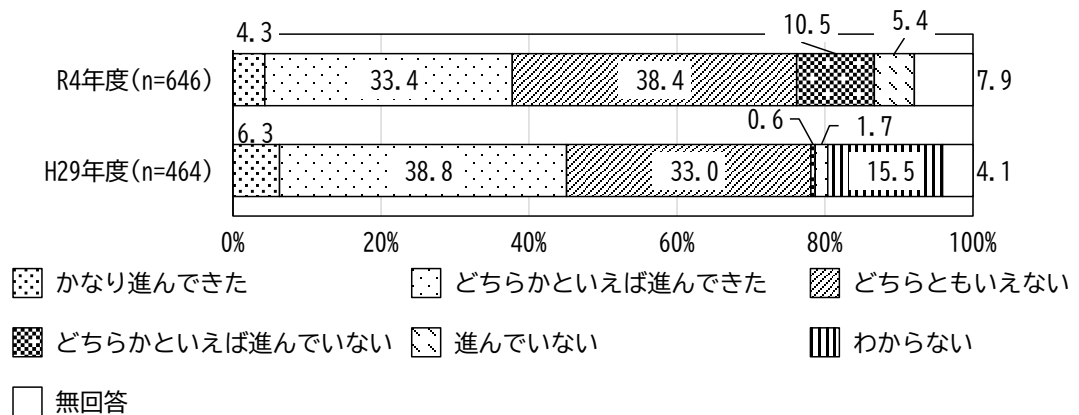
障がいのある方に関わるボランティア活動への参加意向について、全体でみると「わからない」が38.1%と最も高く、次いで「参加したいとは思わない」が27.2%、「知り合いと一緒になら、参加したい」が13.3%となっています。



【障がいのある方への理解について】

あなたは地域社会の中で障がいのある方に対する理解が進んできたと思いますか。

全体でみると『進んできた』（「かなり進んできた」「どちらかといえば進んできた」を合わせたもの）が37.7%、『進んでいない』（「進んでいない」「どちらかといえば進んでいない」を合わせたもの）が15.9%となっています。過去のアンケート結果と比較すると、『進んできた』が7.4ポイント減少し、『進んでいない』（「後退している」「どちらかといえば後退している」を合わせたもの）が13.6ポイント増加しています。

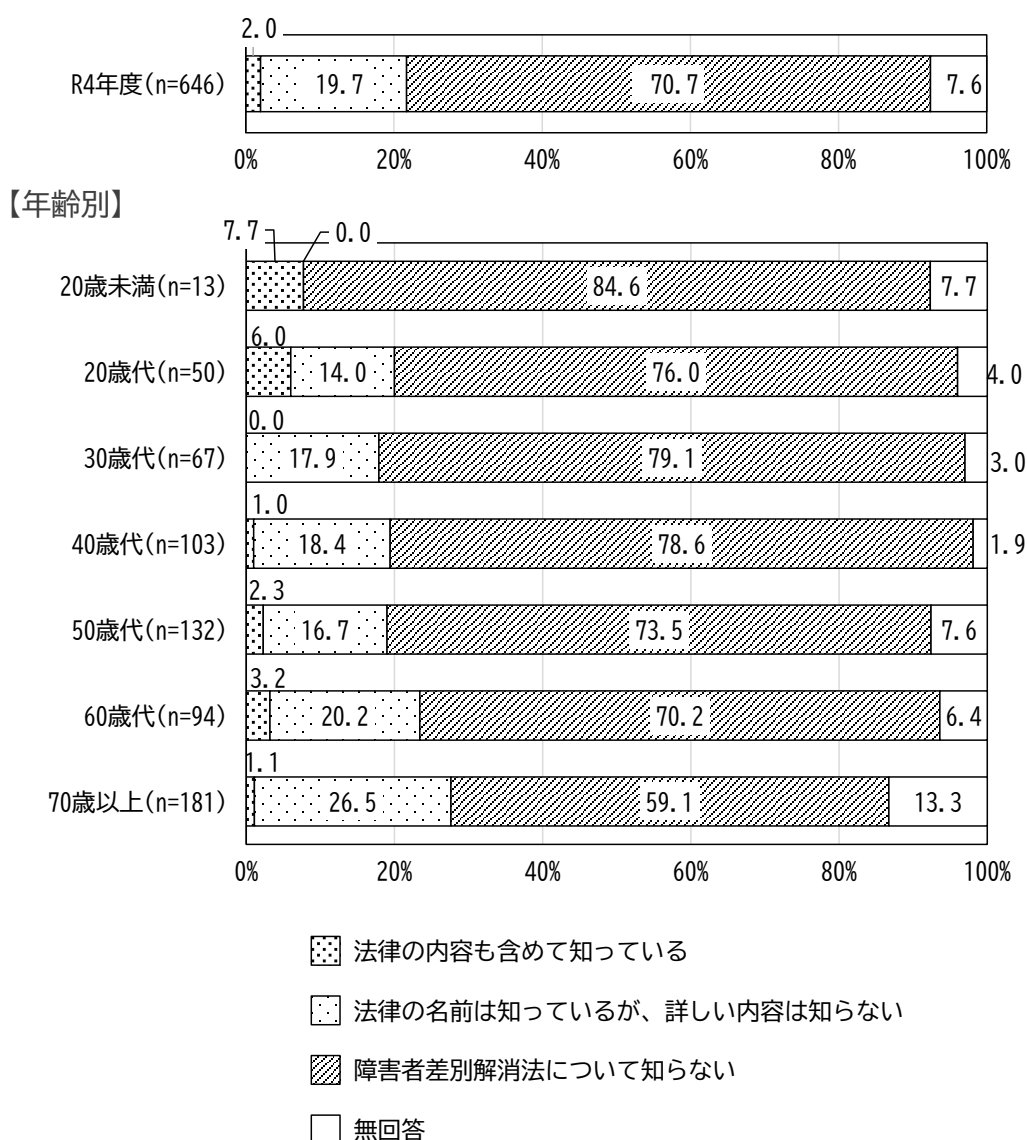


※H29年度については、区分が「かなり進んできた」「どちらかといえば進んできた」「変わっていない」「どちらかといえば後退している」「後退している」「わからない」の6区分でした。

あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

障害者差別解消法の認知度について、全体でみると「障害者差別解消法について知らない」が70.7%と最も高く、次いで「法律の名前は知っているが、詳しい内容は知らない」が19.7%、「法律の内容も含めて知っている」が2.0%となっています。

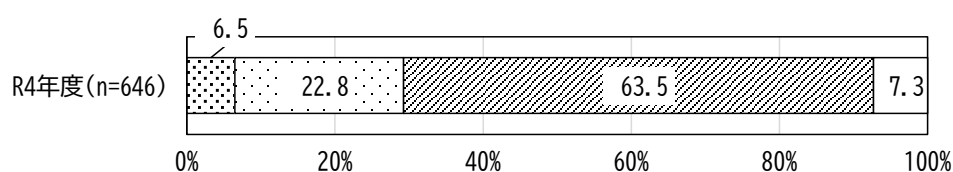
年齢別でみると、全ての年代で「障害者差別解消法について知らない」が5割を超えて最も高くなっています。



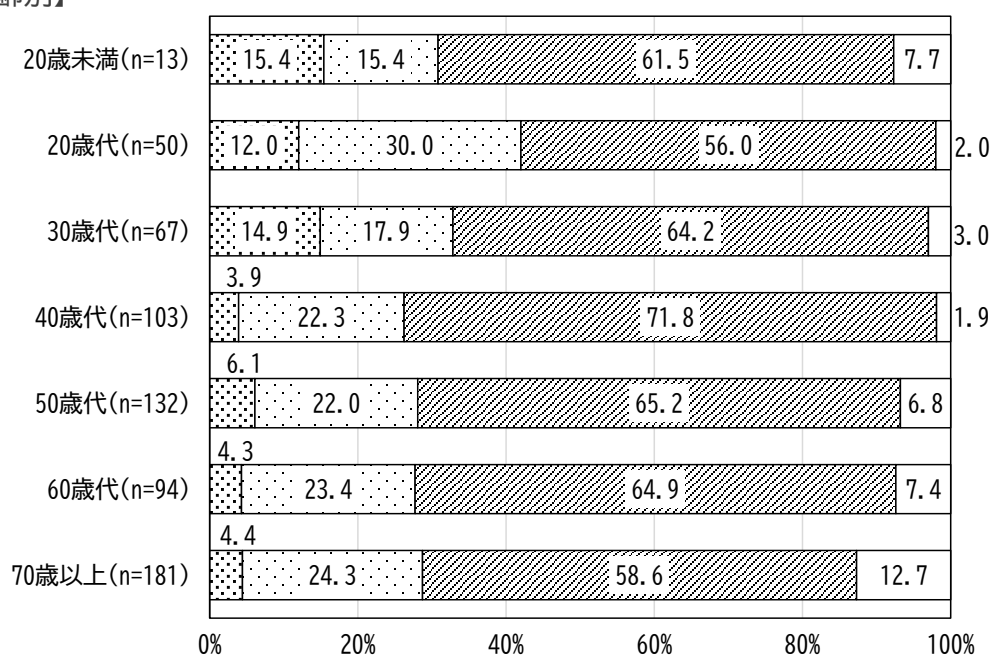
あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。

「合理的配慮」の認知度について、全体でみると「合理的配慮について知らない」が63.5%と最も高く、次いで「合理的配慮という言葉は知っているが、詳しい内容は知らない」が22.8%、「合理的配慮の考え方について知っている」が6.5%となっています。

年齢別でみると、全ての年代で「合理的配慮について知らない」が5割を超えて最も高くなっています。



【年齢別】



合理的配慮の考え方について知っている

合理的配慮という言葉は知っているが、詳しい内容は知らない

合理的配慮について知らない

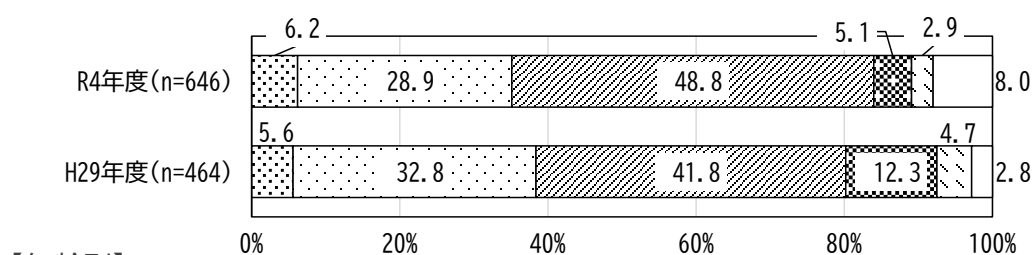
無回答

【障がいに関する情報について】

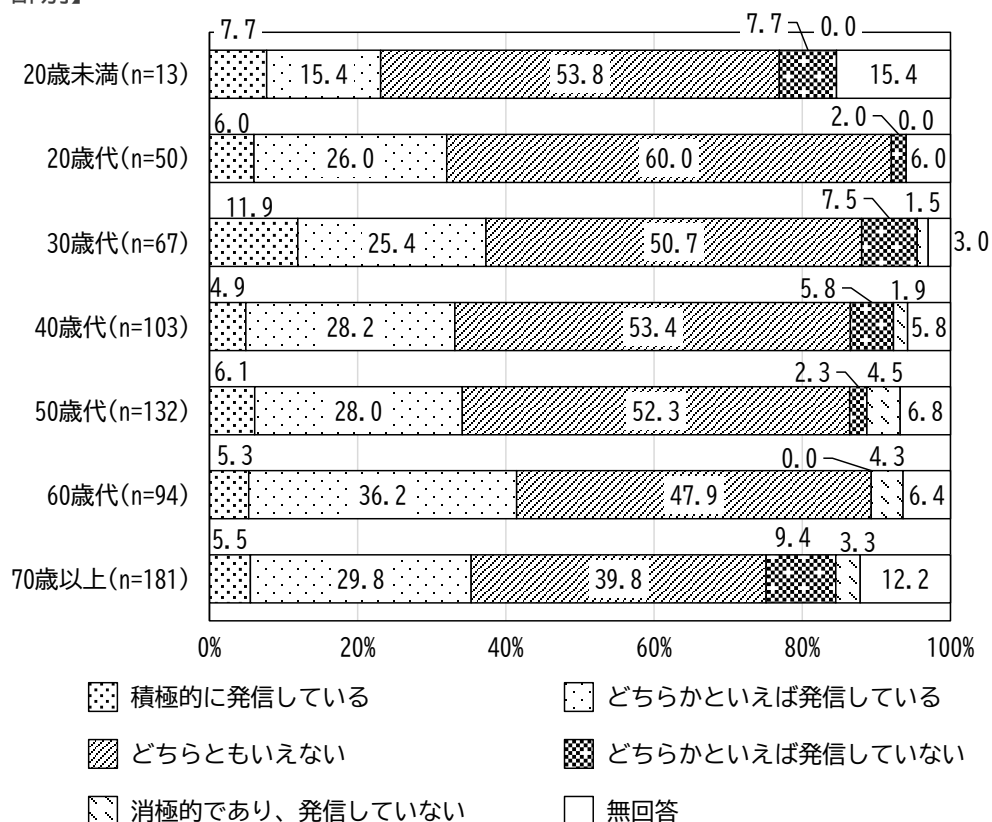
鈴鹿市は広報すずかやホームページなどで障がいに関する情報を発信していると思いますか。

全体でみると『発信している』（「積極的に発信している」「どちらかといえば発信している」を合わせたもの）が35.1%、『発信していない』（「消極的であり、発信していない」「どちらかといえば発信していない」を合わせたもの）が8.0%となっています。

経年で比較すると、『発信している』が3.3ポイント、『発信していない』が9.0ポイント減少し、「どちらともいえない」が増加しています。



【年齢別】

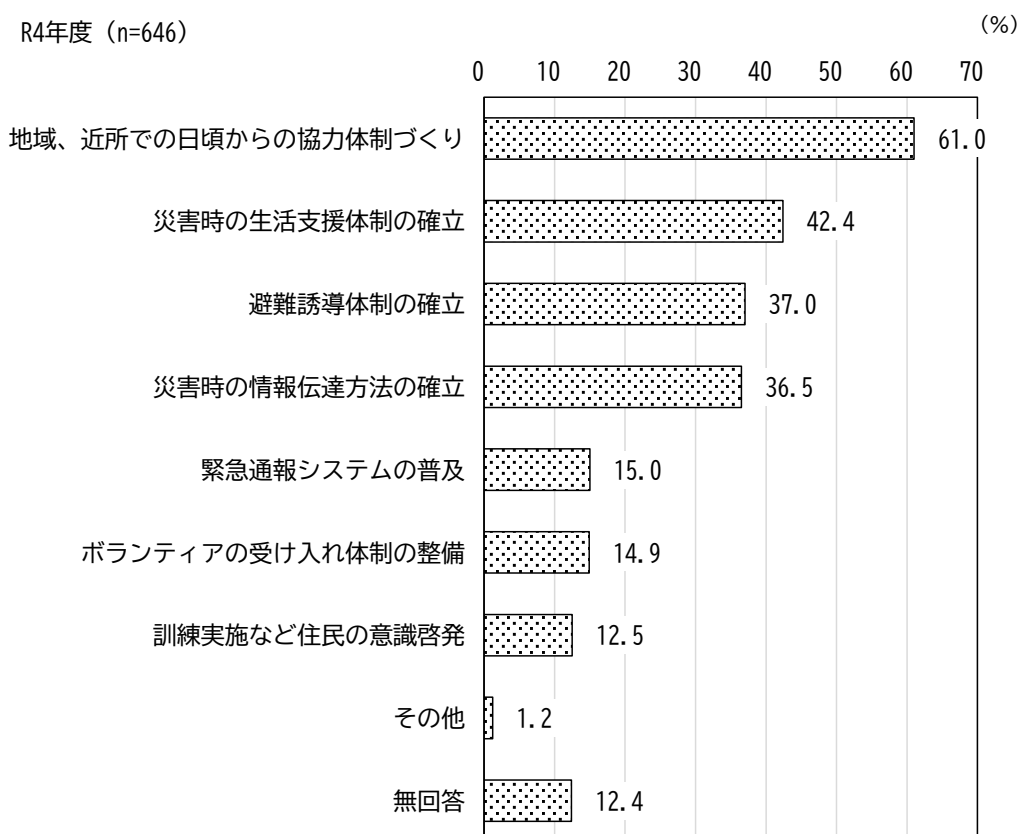


※H29年度については、区分が「積極的発信している」「どちらかといえば発信している」「わからない」「どちらかといえば発信していない」「消極的であり、発信していない」でした。

【障がいのある方を取り巻く環境について】

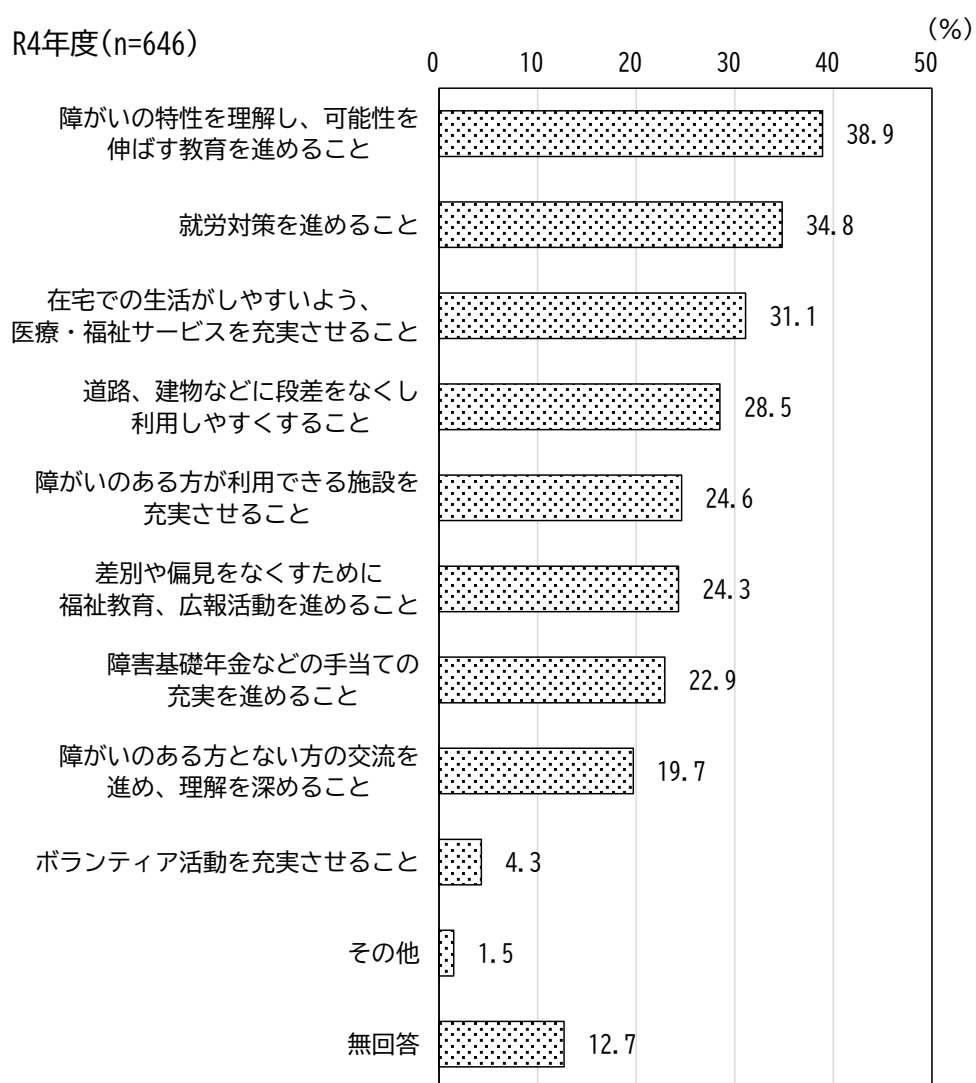
災害時や緊急時において障がいのある方に対する必要な取組は何だと思えますか。(MA)

災害時や緊急時における障がいのある方に対する必要な取組について、全体で見ると、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」が61.0%と最も高く、次いで「災害時の生活支援体制の確立」が42.4%、「避難誘導体制の確立」が37.0%、「災害時の情報伝達方法の確立」が36.5%となっています。



障がいがある方にとって住みよいまちづくりに必要な施策は何だと思われますか。(MA)

全体でみると、「障がいの特性を理解し、可能性を伸ばす教育を進めること」が38.9%と最も高く、次いで「就労対策を進めること」が34.8%、「在宅での生活がしやすいよう、医療・福祉サービスを充実させること」が31.1%となっています。



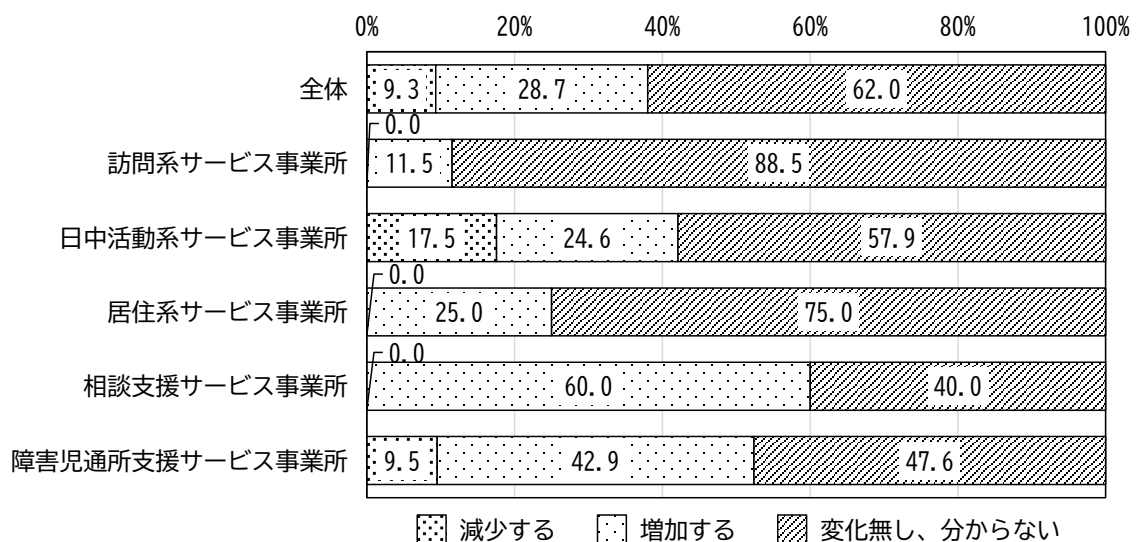
(2) 事業所調査結果

- ①調査の目的 障害福祉サービスの利用の増減傾向を調査するため
 ②調査対象 市内の障害福祉サービス事業所 273 事業所
 ③調査期間 2023（令和5）年6月23日～7月14日
 ④調査方法 郵送配布、Web 又は FAX 回答による調査
 ⑤回答事業所 回答率 54.95%

事業所種別	回答事業所数	対象事業所数
訪問系サービス事業所	26	57
日中活動系サービス事業所	57	78
居住系サービス事業所	20	43
相談支援サービス事業所	5	28
障害児通所支援サービス事業所	42	67
合計	150	273

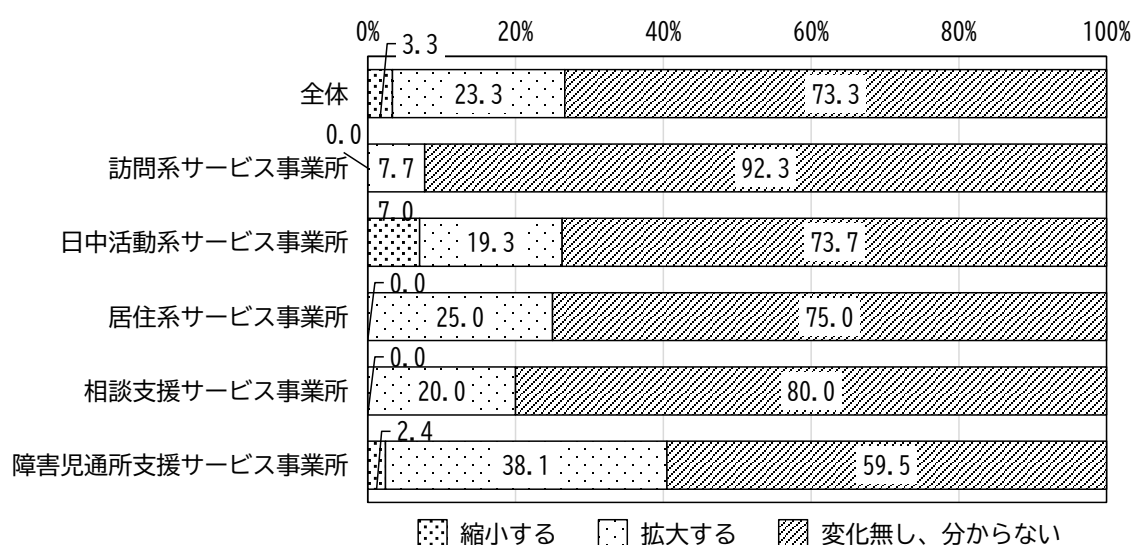
指定事業の種類（提供するサービス）について、2026（令和8）年度までの利用者の増減傾向の予測

利用者の増減傾向について、事業所全体では「減少する」が9.3%、「増加する」が28.7%、「変化無し、分からない」が62.0%となっており、減少傾向を予想しているのは1割ほどとなっています。相談支援サービス事業所では「増加する」が60.0%となっています。



指定事業所の 2026（令和8）年度までのサービスの提供状況（利用者の増減に応じてサービスの提供を拡大・縮小する可能性があるか）

サービス提供の拡大・縮小について、事業所全体では「縮小する」が3.3%、「拡大する」が23.3%、「変化無し、分からない」が73.3%となっており、縮小傾向を予想しているのは3.3%となっています。障害児通所支援サービス事業所では「拡大する」が38.1%となっています。

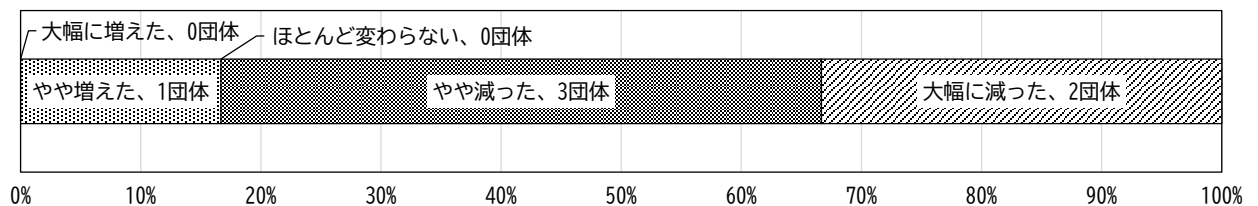


(3) 障がい者団体調査結果

- ①調査の目的 障がい者団体の現状と課題を把握するため
- ②調査対象 市内で活動する障がい者団体 6団体
- ③調査期間 2023（令和5）年7月1日～7月21日
- ④調査方法 郵送配布、郵送回収、Web 又は FAX 回答による調査
- ⑤回答団体 6団体

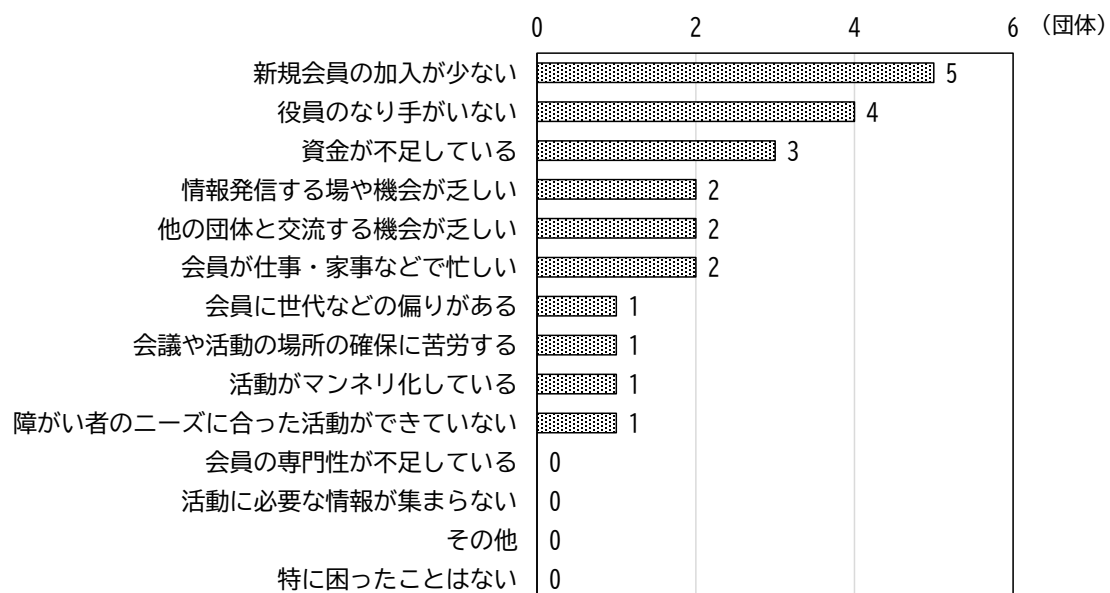
おおよそ5年前に比べ、会員数に変化はあったか。

「やや減った」と「大幅に減った」を合わせると、6団体中5団体で『減った』として回答しており、障がい者団体の会員数は減少傾向となっています。



現在の活動上の課題

「新規会員の加入が少ない」が5団体、「役員のなり手がいない」が4団体となっており、大半の障がい者団体での課題となっています。



第2部

第4期鈴鹿市障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 計画の基本目標と重点施策

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを同法の目的と規定しています。

本計画は、同法の目的を理念とし、「鈴鹿市総合計画2031」において「みんなの目標」として掲げる「障がい者が安心して生活できる環境が整っている。」の実現を「基本目標」とし、以下の「重点施策」を掲げ、取組を推進することとします。

また、各取組については、毎年、進捗状況の調査・検討を行い、必要な場合は、改善を図るなど、適切な進行管理を行います。

基本目標

障がい者が安心して生活できる環境が整っている。

重点施策

1 心の通う社会の形成

障がいの有無にかかわらず、支えあって生活できる「地域共生社会」の実現を目指します。

2 保健・医療の充実

国の福祉施策に対応し、保健・医療サービスの提供体制を個人の状況に応じて整備します。

3 保育・教育の推進

一人ひとりの発達状況に合わせた途切れのない保育・教育を充実します。

4 地域生活の支援

国の福祉施策に対応し、サービスの充実や地域の見守り体制の確立により、地域における障がいのある人の自立した生活を支援します。

5 就労・雇用の促進

自立支援や生きがいにもつながるような就労支援サービスの充実を図ります。

2 成果指標の設定

本計画は、「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランであるため、同計画の障がい者施策の分野に設定された成果指標を本計画の成果指標として設定します。

成果指標① 障がい福祉サービスの延べ利用者数（年間）

指標の説明：障がい福祉サービスの給付実績に基づく延べ利用者数（国保連の給付実績（介護給付及び訓練等給付）による利用者数の総計）

現状値（2022（令和4）年度）	目標値（2027（令和9）年度）
24,440 人	25,500 人

成果指標② 法定雇用率適用企業に雇用されている障がい者数

指標の説明：法定雇用率適用企業に雇用される障がい者数（法定雇用率適用企業の届出を三重労働局がとりまとめたデータで確認）

現状値（2022（令和4）年度）	目標値（2027（令和9）年度）
389 人	450 人

3 施策の体系

【基本目標】

障がい者が安心して生活できる環境が整っている。

1 心の通う社会の形成

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進
- (4) ボランティア活動等の促進

2 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見、早期治療体制の充実
- (2) 医療サービスの充実

3 保育・教育の推進

- (1) 保育・就学前教育の推進
- (2) 学校教育の推進

4 地域生活の支援

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 移動支援の充実
- (3) 住宅整備の推進
- (4) 防犯・防災体制の整備
- (5) 福祉サービスの充実
- (6) 権利擁護の促進
- (7) 相談体制及び情報提供の充実

5 就労・雇用の促進

- (1) 雇用の確保と拡大
- (2) 福祉的就労の場の確保

第2章 具体的な施策推進に向けて

1 心の通う社会の形成

障害者手帳所持者に対するアンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがあるかについて、約4分の1にあたる24.1%の方が、「よくある」、「ときどきある」と回答し、差別や嫌な思いをした場面については、「外出中」が41.3%と最も多くなっています。また、障害者手帳未所持者に対するアンケートでは、70.7%の人が「障害者差別解消法について知らない」と回答しています。

障がいのある人に関わるボランティア活動への参加意向について、障害者手帳未所持者に対するアンケートでは、「現在、参加している」と回答した人の割合が1.7%と低くなっていますが、「参加したい」「知り合いと一緒に、参加したい」と回答した人の割合は25.1%となっており、ボランティア活動に積極的な意見もみられます。

本市では、新型コロナウイルスの感染拡大により、啓発や講座のイベントが中止や規模の縮小を余儀なくされるなか、開催環境等を整えながら、啓発・広報活動を進めてきましたが、継続して行うことが重要であることから、今後も、引き続き、意識の向上を図る取組を行う必要があります。

障がいのある人が生きがいをもって暮らしていけるよう、ボランティア活動に興味のある人への情報提供や参加しやすい環境づくりが必要となっている一方で、各地区の実情に応じて、地域支援を行っていくことも重要です。

本市では、2019（平成31）年4月に鈴鹿市手話言語条例を施行しましたが、2020（令和2）年12月に聴覚障害者電話利用円滑化法が、2022（令和4）年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたこともあり、手話をはじめ、障がい者の情報の取得と利用、意思疎通に係る取組が求められます。

障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消を目指しており、その中において、合理的配慮は民間の事業所では努力義務とされてきましたが、改正障害者差別解消法が施行されることにより、2024（令和6）年4月からは行政機関と同様に、民間の事業所においても、合理的配慮が義務化されるため、その普及・啓発を進めていくことが求められます。

(1) 啓発・広報活動の推進

本市における取組

①障がいについての理解の促進

取 組	内 容
人権学習の促進	○市の関係各課や鈴鹿市人権擁護委員会等と連携し、じんけんフェスタ in すずか等の啓発イベントを開催し、人権意識の高揚を図ります。 ○人権講演会を地区市民センター、公民館、人権尊重まちづくり推進会議等と共催し、人権意識の高揚を図ります。 ○職員人権研修を実施し、市職員の人権意識の高揚を図ります。 ○公民館で開催する高齢者教室や人権講座等の生涯学習事業を通して、市民の福祉に対する関心を高めるとともに、人権意識の向上を図ります。
「障害者週間」の周知	○広報への啓発記事の掲載や、啓発物品の配布等により、「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図ります。

②障がいや福祉に関する情報発信

取 組	内 容
「広報すずか」等の充実	○「広報すずか」に障がいのある人に関する記事を掲載するなど、障がいや福祉について情報を発信し、障がいへの理解を促進するとともに、知識の普及を図ります。 ○紙面づくりにおいては、写真を多用し、見やすく分かりやすい紙面構成にするとともに、配色等にも配慮します。 ○関係社会福祉機関との連携を図り、広報活動を強化します。 ○SNS等の情報発信ツールを活用し、障がいへの理解促進を図ります。 ○市ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティに配慮します。 ○地域共生社会の実現に向けた交流の場を創出するイベント等（スポーツ等）の情報を積極的に発信

取 組	内 容
	します。 ○「広報すずか」に手話の紹介や手話動画を掲載する手話コーナーを設けるなど、手話の普及を図ります。
障害者差別解消法の推進	○広報及びウェブサイトへ、差別の解消及び合理的配慮について啓発記事の掲載及びイベント等での啓発ポスターの掲示やチラシの配布を行うなど、市民の理解を深めます。 ○職員に対する研修を実施し、障害者差別解消法への理解を深め、障がいを理由とする差別解消の推進を図ります。
「相談窓口」による相談等の情報発信の強化	○各障がいに対するきめ細やかな対応を実施するため、「障害者総合相談支援センターあい」（市役所西館2階）を通じて、総合的な相談等の情報発信を図ります。

(2) 福祉教育の推進

本市における取組

①福祉の心育成のための活動

取 組	内 容
ワークキャンプ・ふれあい広場鈴鹿等への参加促進	○社会福祉施設での体験や、出会いの機会を創造する「ワークキャンプ」（8月）、人と人がふれあい機会を創造する福祉まつり「ふれあい広場鈴鹿」（10月）等への参加を通して、参加体験型の「福祉の心」づくりを行います。
福祉協力校における福祉教育の促進	○福祉協力校（社会福祉協議会が指定）における福祉教育を促進することにより、児童生徒の福祉の心を育成するとともに、児童生徒を通じて、家庭及び地域への啓発を図ります。 ○福祉教育に関わる学校職員の資質向上や連携強化を図るための研修会を実施します。
保育所における交流の促進	○療育センターと連携し、未就園の障がいのある児童と保護者が保育所の在園児と交流を図ったり、保護者が保育士等に子育てに関する相談ができる場として保育所を活用する交流保育を行います。

(3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進

本市における取組

①文化活動参加への支援

取 組	内 容
施設のバリアフリー化	○文化施設の改修工事において、聴覚障がい者対応緊急案内表示装置の設置や正面玄関前の車寄せ等を整備することにより、全ての人が利用しやすい環境を提供していきます。
文化活動内容の充実	○指定管理者と協議を行いながら、障がいの有無にかかわらず、誰でも気軽に参加できる文化事業の促進を図ります。

②スポーツ・レクリエーションの促進

取 組	内 容
運動施設の利用促進	○運動施設の整備・改善や、広報等による積極的なPRにより、障がいのある人を含む全ての人が、容易に運動施設を利用できるようにします。
各種スポーツ大会への参加機会の促進	○障がいのある人が、スポーツ大会やレクリエーションに参加しやすいよう、情報提供の充実と機会の提供を図ります。
ボランティアとの交流の促進	○スポーツ大会やレクリエーションの実施運営に向けて、ボランティアの参加を促すことで、障がいのある人となない人の交流を促進し、障がいに対する関心と理解の向上を図ります。

③選挙における配慮

取 組	内 容
投票環境の整備	○投票所内外におけるバリアフリー化に取り組むとともに、全ての有権者が安心安全に投票できるよう、有権者や投票従事者の声を聞き、投票所の環境整備に取り組みます。

④社会参加を促進する環境の充実

取 組	内 容
手話通訳者等の充実	○市窓口への手話通訳者の適正配置を図るとともに、手話研修講座等を通じて、手話のできる職員の養成を推進します。

取 組	内 容
	○障がいのある人の一層の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。 ○市主催行事への手話通訳者・要約筆記者の配置に取り組みます。
市立図書館の環境の充実	○市立図書館で所蔵しているデージー（DAISY）を中心とする録音図書の充実を図るとともに、利用対象者を拡大し、チラシを配布するなど、積極的にPRすることで、利用を促進します。 ※デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳され、視覚障がいのある人や墨字を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書です。 ○カウンターにコミュニケーションボードを設置し、口話が困難な方でも利用しやすい環境の整備を図ります。

(4) ボランティア活動等の促進

本市における取組

①ボランティア活動の促進

取 組	内 容
市職員のボランティア精神の向上	○ボランティア休暇制度の活用、県主催の講座等への参加を促進し、職員による自発的なボランティア活動の素地を整えます。 ○新規採用職員研修において、福祉従事者等による講義を取り入れ、福祉に関する認識を深める取組を行います。
ボランティアセンターの役割の強化	○認知症支援、子ども支援、子育て支援等、時勢や地域性に合ったボランティアを育成し、活動支援を行います。 ○鈴鹿市内の大学や高校と連携し、ボランティア活動や地域福祉活動への取組を支援します。 ○災害時に活動するボランティアやボランティアコーディネーターの育成と登録の仕組みをつくり、

取 組	内 容
	平時からの活動支援を行います。
NPO 活動、一般ボランティア活動との連携体制の構築	○地域福祉計画審議会において、市をはじめ、各関係機関、事業所との連携構築を進めます。

②地域福祉活動の活性化

取 組	内 容
小地域福祉活動の促進	○重層的支援体制の整備を推進していく中において、地域の実情に応じた小地域福祉活動の促進ができるよう取り組みます。

※小地域福祉活動：全国の社会福祉協議会が推進する住民主体のつながり、支え合いを進める組織的な福祉活動の一つで、見守りやサロン等のおおむね自治会エリアで行われる活動、住民参加型在宅福祉サービス等の地域づくり協議会等のエリアで行われる活動があります。

2 保健・医療の充実

障害者手帳所持者に対するアンケートでは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとしては、「自分の健康や体力に自信がない」が42.1%と最も高くなっています。

また、障がいのある人が住みよいまちをつくるために、必要なことについては、障害者手帳所持者の25.1%は、「在宅での生活や介助がしやすいよう、医療、福祉サービスを増やす」と回答しています。

障がいのある人もない人も、身近な地域で必要なときに必要な医療を受けることができる地域医療体制の確立、充実を図るとともに、福祉医療費助成（障がい者医療費の助成）や障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療）により、障がい者の医療費負担を軽減することも重要です。

2021（令和3）年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充等を進めることになりました。

本市においては、同法の趣旨を踏まえ、2022（令和4）年度から、日中一時支援の報酬体系に、医療的ケア児加算を設定し、医療的ケア児の受入れ体制の確保を行っています。今後も、関係機関や関係団体との連携、協力体制のもと、医療的ケア児への支援が促進するよう取組を検討し、進めていくことが求められます。

各種乳幼児健康診査において、発達障がいを早期発見し、その後、必要時、療育機関等につなぎ、その児がその児らしく生活できるように養育者等を支援していくことが重要であるため、乳幼児健康診査後のフォローができるよう、養育者に丁寧に寄り添って支援していく必要があります。

また、障がいの発生予防・早期発見、心と身体の健康に関する不安の軽減・解消、家庭での適切な健康管理の促進のため、個人の健康状態に応じて適切な指導・助言を行う健康相談や啓発が重要となるため、鈴鹿市医療・健康相談ダイヤル24等の周知と利用を促進する必要があります。

(1) 障がいの早期発見、早期治療体制の充実

本市における取組

①障がいの発生予防・早期発見

取 組	内 容
各種健康診査の充実	○5歳児健診等により、発達に困り感のある子どもの早期発見を促進します。 ○広報や各種の媒体を通じて、健診への理解を深め、健診後のフォロー体制の充実を図ることにより、受診率の維持を図ります。 ○5歳児健診を充実・改良するため、毎年検討会を開催します。 ○乳幼児健康診査において、各種研修会に参加し、健診に携わる職員の資質向上に努め、発達障がいの発見率の向上を図ります。また、健診後にフォローが必要となった児の養育者に対し、養育者の思いを十分把握し、寄り添い、時間をかけて徐々に受容できるように支援します。
健康相談の充実	○健康に関する不安を軽減・解消し、家庭での健康管理を促進するため、個人の健康状態に応じて適切な指導・助言を行います。
こころの健康づくりの推進	○保健所や三重県こころの健康センターと連携してこころの健康づくりに取り組みます。 ○2023年度に「第3期鈴鹿市健康づくり計画」と「第2期鈴鹿市自殺対策計画」を一体とした計画を策定し、計画に基づき、事業を実施します。
医療的ケア児への支援	○小児等在宅医療に係る行政機関等連携会議を定期的に開催し、関係団体との連携の強化を図ります。さらに三重大学医学部附属病院の小児・AYAがんトータルケアセンターの協力を得ながら、本市の医療的ケア児への支援が促進するよう、関係機関とともに推進していきます。 ○医療的ケアを必要とする重度心身障がいのある児童に対して、保健・医療・障がい児福祉・保育・教育等の関連機関が連携した協議の場を整備し、総合的・包括的な支援の提供を図ります。 ○児童発達支援センターを通じて、障がいのある児

取 組	内 容
	童と支援提供事業所・団体等をつなぐコーディネーターの養成や配置を促進します。 ○日中一時支援事業において医療的ケア児に対応する報酬加算を行い、受入れ体制を確保します。
発達障がいのある人への支援	○発達の遅れやその疑いのある児童が、適切な支援を受けられるよう、相談体制の整備を行います。 ○発達障がいや高次脳機能障がいについて、県や関係団体との連携のもと、情報提供等を行い、幅広い市民への理解の促進、知識の普及を図ります。

(2) 医療サービスの充実

本市における取組

①医療体制の整備

取 組	内 容
地域医療の充実	○夜間・休日の急病に対応するため、鈴鹿市応急診療所の安定的な運営に取り組みます。 ○身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、また、必要なときに救急医療を受けられる地域医療体制の整備を推進します。
医療情報の提供	○鈴鹿市医療・健康相談ダイヤル 24 を運営し、24 時間 365 日利用可能な医療機関案内及び医療に関する相談対応を実施します。 ○医療ネットみえ、三重県救急医療情報センターコールセンター、みえ子ども医療ダイヤル（#8000）の利用促進を図ります。
医療費負担への支援	○対象者が医療機関を受診した際に支払った医療保険適用分に係る自己負担額を助成します（対象は、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A～B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がいのある方）。 ○自立支援医療（18 歳以上の身体に障がいのある人を対象とした更生医療、18 歳未満の身体に障がいのある児童を対象とした育成医療、通院により精神疾患の治療を受ける人を対象とした精神通院医療）により、障がいのある人の医療費負担を軽減します。

3 保育・教育の推進

障害者手帳未所持者に対するアンケートでは、障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要な施策について、「障がいの特性を理解し、可能性を伸ばす教育を進めること」と回答した人の割合が全体の38.9%であり、最も多く挙げられています。

鈴鹿市第1・第2療育センターは、児童発達支援センターに指定されています。この児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設とされています。このため、両センターが一般の事業所と緊密な連携を図りながら、障がいのある児童の健やかな育成のために、個々の障がいに応じた療育活動を促進することが期待されています。

また、5歳児健診後、保育所等巡回支援により、定期的に保育所等を訪問し、児童の観察を行うなど、関係機関とともに、途切れのない支援を行うことが求められています。

放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童の居場所等を提供する「放課後等デイサービス」や、保育所等を訪問し、専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」等、障がいのある児童へのサービス提供体制の確保を図っていますが、障害児福祉計画に基づき、利用見込みに応じたサービス提供体制の確保、障害者総合相談支援センターあいが開催する障害児通所支援事業所担当者連絡会等の機会による質の確保等に努める必要があります。

本市では、特別支援教育により、それぞれのニーズに応じた適切な支援等の必要な措置を講じ、障がいのある児童の社会的な自立を促進していますが、学びの形が多様化しているため、適切な学びを保障していけるよう、さらに、他の機関と連携していく必要があります。

障がいのある児童一人ひとりに合った支援を提供し、社会的な自立を促進するとともに、卒業後において、地域生活での自立や、就職時の選択肢の広がりにつなげていくことができるよう、進路等の指導を行う必要があります。このため、職員の資質向上等を図り、一人ひとりの障がいや個性にあった支援を推進していくことも重要となります。

(1) 保育・就学前教育の推進

本市における取組

①早期療育の充実

取 組	内 容
児童発達支援の充実	○保護者との話し合いを十分に持つことにより、個々の障がいに応じた療育活動を促進します。 ○児童発達支援事業所間の連携強化を図り、療育支援の充実を図ります。 ○地域の中核的な療育施設である鈴鹿市第1・第2療育センターを中心に、障がいのある児童やその家族に対して専門的な支援を行います。
保育所等巡回支援の充実	○5歳児健診後、定期的に保育士・保健師・幼稚園教諭・教員等が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、子どもの様子を観察して、保護者・保育所等からの相談を受け、支援方法の助言を行います。また、保護者と保育所等の関係機関を適切につなげることで、就学に向けた途切れのない支援を行います。 ○必要に応じて「CLM（チェック・リスト・イン三重）と個別の指導計画」等を活用した専門的な支援を行います。

(2) 学校教育の推進

本市における取組

①相談・指導体制の整備

取 組	内 容
療育相談・就学指導体制の充実	○小中学校や専門機関と連携を図り、早期に、継続的に教育福祉相談や電話相談を進めていきます。 ○適切な教育相談と就学支援を行うための体制の整備・充実を図ります。
進路指導体制の充実	○就労に関する機関や施設等と連携し、一人ひとりの適性に応じた進路指導を行います。 ○就労に対する意識や職業的自立の力を育成するため、職場体験学習等を通して、障がいのある生徒に対するキャリア教育を推進します。

②一人ひとりに合った支援の推進

取 組	内 容
特別支援教育の充実	○通級指導教室の増設や巡回指導、アウトリーチの推進、医療的ケア実施体制の整備等により、個々のニーズに応じた特別支援教育を行い、障がいのある児童生徒の社会的な自立を促進します。
放課後等の居場所づくり	○放課後の時間帯や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図り、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
職員の資質向上	○教職員の指導力向上を目指し、社会情勢への対応や、発達障がい等の課題がある児童生徒への関わり方について、充実した研修を行います。
介助員の適正配置	○発達障がいや肢体不自由等により、支援や介助の必要な児童生徒に対応する介助員の適正な配置を推進します。

4 地域生活の支援

障がいのある人やその家族等が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実と、その周知を図っていくことが求められます。そのため、事業所の充実等の量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組む必要があります。

障害者手帳所持者に対するアンケートによると、今後、障がいのある人が地域で社会生活を営むために必要な条件として、「在宅の福祉サービスが充実すること」が38.4%、「身の回りの家事などを手伝ってくれる人があること」が34.9%と回答しています。

また、療育手帳所持者の43.0%が「支援スタッフがいるグループホームなどに入れること」、療育手帳所持者の37.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者の34.3%が「通えるなじみの場所があること」を望んでおり、今後は、障がいの重度化・多様化や、8050問題等の新たな課題にも、適切に対応できるよう、相談支援体制や地域生活支援拠点等の確保、充実を図る必要があります。

障がいのある人だけでなく、高齢者等の地域で生活する人が、安心して活動できるような、道路や公共施設等の住環境整備を進めていくとともに、社会参加の機会が、移動手段が確保できないことによって奪われることのないよう、障がいのある人が生きがいを持って生活を送ることができる地域づくりの推進も求められています。

一方、防災面について、障害者手帳所持者に対するアンケートでは、災害が発生した場合、一人で避難できるかについて、「できない」と回答した人が全体の36.1%となっています。

また、災害時の救援のために、災害時要援護者台帳に登録することについては、「すでに登録している」人は6.1%ですが、「現在は登録していないが、しても良いと思う」人は61.0%となっています。防災意識の向上等とともに、災害時要援護者台帳への登録、個別避難計画の策定を進める必要があります。

本市では、地域自立支援協議会をはじめ、関係者団体等と連携し、障がいのある人等に対する虐待の防止に向けた取組を行うほか、鈴鹿市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業として、日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うなどの取組を行っていますが、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、これらの障がい者の権利擁護の取組の充実が求められています。

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

本市における取組

①三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく施設等のバリアフリー化の推進

取 組	内 容
公共施設のバリアフリー化	○市役所本庁舎については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律を踏まえ建築されており、継続して適切な維持管理を行います。 ○その他公共施設において、ノーマライゼーションの理念に基づきハード面、ソフト面の両面から障がいのある人にも利用しやすい施設への改善を促進します。
民間施設のバリアフリー化	○ウェブサイトへ三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の適合施設を紹介するなど、事業者や市民に向けて広く周知を図ります。 ○確認申請時に事業者に対する周知を行い、バリアフリー化への理解を深める取組を行います。
オープンスペースのバリアフリー化	○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、スロープによる段差解消をはじめ、通路の整備や手すりの設置、既存トイレの身体障がい者用トイレへの改良等を推進します。 ○ノーマライゼーションの理念に基づき、全ての市民のふれあいの場、心身の健康増進の場として十分な機能を果たせるよう、オープンスペースの整備及び維持管理を推進します。

②歩行空間の整備

取 組	内 容
歩道の新設、改築	○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、障がいのある人や高齢者等、全ての歩行者が安全に通行できるよう、歩道の新設、改築を推進します。
設備の改善	○道路標識・案内板の改良や音響式信号の設置等を関係機関に要請します。

③都市計画事業等による取組

取 組	内 容
障がいのある人や高齢者に配慮した市街地の形成	○都市計画事業の実施に際しては、関連法令に基づいて整備を行います。

(2) 移動支援の充実

本市における取組

①移動支援策の充実

取 組	内 容
移動支援サービスの推進	○地域生活支援事業の移動支援事業や、障害福祉サービスの行動援護による移動支援を実施します。 ○重度視覚障がいのある人へのサービスである同行援護も実施し、障がいのある人の外出を支援します。

②公共交通機関等の利便性の確保

取 組	内 容
鉄道駅のバリアフリー化	○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められている基準を満たすよう、既存施設の改良を図ります。
路線バスの利便性向上	○現行バス路線の維持・確保を運行事業者に依頼し、低床式・リフト付き車両等の導入により、障がいのある人のバス利用での利便性の向上を図ります。
コミュニティバスの利便性向上	○市内の公共交通全体を、より利用しやすくするため、ウェブサイトの更新や公共交通時刻表を作成し、運行情報の拡充を図ります。 ○コミュニティバスの運行を維持・確保していきます。

(3) 住宅整備の推進

本市における取組

①公営住宅・民間住宅の整備

取 組	内 容
障がい者向け公営住宅の供給	○市営住宅の低階層において、段差解消や手すりの設置等住戸のバリアフリー化を進めるとともに、既存民間住宅におけるバリアフリー化の普及を図ります。

②居住支援サービスの充実

取 組	内 容
グループホーム等の整備	○市内におけるグループホームや短期入所等の居住系サービス事業所を増加することにより、障がいのある人の地域における自立した生活を促進します。 ○グループホームの整備費補助を行うことにより、整備を促進します。
住宅の確保	○市営住宅等公営住宅やセーフティネット住宅等を活用し、障がいのある人の居住支援を図ります。

(4) 防犯・防災体制の整備

本市における取組

①防犯体制の確立

取 組	内 容
情報伝達手段の確立	○三重県警察で開設されているウェブ 110 番 (http://mie110.jp)、ファックス 110 番(059-229-0110)及び 110 番アプリシステムが適切に利用できるよう周知を図ります。
情報提供手段の充実	○本市の公式 LINE 等から適時情報提供し、防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図ります。 ※事前に登録が必要となります。

②防災体制の確立

取 組	内 容
防災意識の向上	○普段から防災情報の周知に努め、自主的な防災訓

取 組	内 容
	練の実施を支援します。また、障がいのある人を支援する医療機関や、ボランティア団体等にも、啓発や訓練を行っていきます。
情報伝達手段の構築	○緊急速報メールや鈴鹿市公式 LINE、L アラート等を利用し、気象情報や避難情報等を配信することにより、早めの避難行動ができるようにします。 ○聴覚や言語に障がいがある方が、確実に 119 番通報（NET、FAX）できるように支援します。
災害時要援護者への支援	○家具固定事業の周知及び実施の促進に努め、災害時要援護者がより安全で安心感のある暮らしができるよう支援していきます。 ○災害時要援護者台帳の登録案内を行い、災害時要援護者の把握に努めるとともに、定期的な情報更新等を行い、支援情報ツールとしての活用を図ります。 ○個別避難計画の作成が必要な災害時要援護者台帳登録者に対し、避難計画の作成を支援します。
避難先での生活支援	○避難先で障がいのある人が安心して生活できるよう、避難所の物資の充実や運営方法等に配慮します。 ○福祉施設等を利用した「福祉避難所」等を確保し、特別な配慮が必要な障がいのある人や高齢者の避難先での生活を支援します。 ○福祉施設等に呼びかけ、福祉避難所としての登録を促進します。

(5) 福祉サービスの充実

本市における取組

①障害福祉サービスの充実

取 組	内 容
訪問系サービスの推進	○ホームヘルプサービスの安定した派遣体制と供給の確保を推進します。 ○重度障がいのある人に対し、居宅介護をはじめとした「身体介護」や「家事援助」、また「行動援護」や「移動支援」等といった包括的な支援体制の整

取 組	内 容
	備を図ります。
短期入所サービスの推進	○一時的に入所施設を利用する短期入所事業を提供できるよう、施設の充実を図ります。
日中活動系サービスの推進	○生活介護、就労支援や自立訓練等のサービスを充実させることにより、障がいのある人の「日中活動の場」を確保し、自立や生きがいづくりを促進します。
居住系サービスの推進	○グループホームの整備費補助を行うことにより、整備を促進します。 ○施設に入所している障がいのある高齢者について、障害福祉、介護保険それぞれの制度の理解を深め、より効果的な福祉サービスの展開を図ります。 ○施設入所を希望する障がいのある人については、本人の意向に沿った入所支援を行います。
地域相談支援の推進	○障害者支援施設へ入所している障がいのある人や、精神科病院へ長期入院している障がいのある人が、地域での生活に移行できるよう相談や支援を行います。 ○地域で生活する障がいのある人に対し、相談支援体制の整備を図ります。

(その他障害者自立支援給付費)

取 組	内 容
補装具費の支給	○身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用を補助することで、障がいのある人の日常生活を支援します。

②地域生活支援事業による生活支援サービスの充実

取 組	内 容
コミュニケーション支援事業の推進	○手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、意思疎通に支障のある人への支援を実施し、地域生活を支援します。 ○手話奉仕員養成講座や職員向け手話講座、県が実施する手話通訳者養成講座への参加を促進し、人材の確保と質の向上を図ります。 ○手話奉仕員養成講座修了者に対し、継続して手話

取 組	内 容
	との関わりを持ってもらうための講習会を開催します。
日常生活用具給付等事業の推進	○障がいのある人に対して、日常生活用具及び住宅改修工事費を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
訪問入浴サービスの推進	○入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。
生活支援事業の推進	○視覚障がいのある人が、日常生活上必要な訓練指導を受けられるよう推進します。
日中一時支援事業の推進	○放課後や夏休み等の長期休暇中に、活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守り等の支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を実施します。
社会参加促進事業の推進	○「社会参加促進事業」において、芸術・文化講座開設等の事業や、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。
福祉ホーム事業の推進	○居宅での生活が困難な身体障がいのある人に対し、低額な居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行う「福祉ホーム事業」を実施し、地域生活を支援します。
移動支援事業の推進	○福祉バス等の車両による送迎によって、外出が困難な障がいのある人の移動を支援します。

③障害児通所支援の充実

取 組	内 容
障害児通所支援の推進	○未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ○学校就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 ○保育所等における集団生活の適応のための専門的

取 組	内 容
	な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

(6) 権利擁護の促進

本市における取組

①虐待防止

取 組	内 容
障害者虐待防止法の周知	○障害者虐待防止法の趣旨について、広報を通じて、市民や障害者福祉施設、事業主等への周知を進めます。
地域自立支援協議会等の活用	○地域自立支援協議会をはじめ、障がい者団体やその他関係団体、機関からなるネットワークを通じて、障がいのある人等に対する虐待の防止や研修による意識の向上、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けた面的整備を進めます。

②総合的な権利擁護体制の整備

取 組	内 容
成年後見制度の周知と利用促進	○障がい等のために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について、その周知を図ります。 ○成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない知的障がい又は精神障がいのある人に対し、制度の利用を支援します。
日常生活自立支援事業推進	○障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類管理等の制度の周知を図ります。
総合的な権利擁護の推進	○社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の権利擁護を促進するとともに、「日常生活自立支援センター」について周知を図ります。 ○成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」について周知を図ります。

(7) 相談体制及び情報提供の充実

本市における取組

①相談体制の充実

取 組	内 容
人材の育成と確保	○民生委員・児童委員を対象に実施している研修会や講演会への積極的な参加や委員同士の情報共有・交流を深め、個々の民生委員・児童委員、主任児童委員のスキルアップを目指し、各地域に寄り添った役割を担いながら誰もが安心して暮らせる地域を作るため、活動を進めます。民生委員・児童委員の確保対策については、関係機関と協議を行います。 ○保健・医療・福祉の各窓口の相互研修等により人材を育成します。
障害者総合相談支援センターあいの機能強化	○各障がいに応じた専門の相談員の派遣により、よりきめ細やかな対応のできる体制づくりを推進します。 ○地域の相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」に位置付けることで、より総合的な支援を行えるようにします。
各相談機関との連携強化	○三重県障害者相談支援センター、こころの健康センター、また地域生活支援事業として行う相談支援事業所、地域包括支援センター等、各相談機関との連携強化を図り、相談事業を充実させます。

②情報提供の充実

取 組	内 容
広報活動の充実	○国や県の関係機関、関係部署との連携を強化し、障がい者施策に関する情報収集体制の充実を図るとともに、これらの情報を広報やウェブサイトで速やかに提供します。
情報のバリアフリー化の推進	○点字・声の広報等発行事業、手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報提供を促進するとともに、情報通信技術の活用を図ります。

5 就労・雇用の促進

障害者手帳所持者に対するアンケートでは、学校に通っている人は、学校教育終了後の社会参加に関する福祉施策として、「一般企業（会社など）の障がい者雇用の拡大」（37.2%）、「障がい者の特性に応じた作業所などの充実」（37.2%）、「官公庁（市役所など）の障がい者雇用の拡大」（32.6%）を望んでおり、一般就労や福祉的就労の意向が強いことが分かります。

障がい者の就労数は、年々、増加しているものの、2024（令和6）年4月、2026（令和8）年7月に相次いで、障害者雇用促進法により定められている雇用すべき障がい者数の引き上げと規制対象企業の拡大が予定されていますが、法定の雇用すべき障がい者数を達成していない企業は多くあるのが現状です。

本市では、就労継続支援（A型・B型）等において、福祉的就労に就く障がい者は年々増加していますが、障害者総合相談支援センターあいが開催する就労支援事業所担当者連絡会及び障害者就業・生活相談支援センターとの連携により、障がいのある人の福祉的就労の場の確保と就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を行う事業所の質の充実を図り、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進することが必要となります。

本市では、かねてから、就労マルシェや障がい者就労農福連携事業等により、就労支援事業所の側面支援に注力してきました。この取組を継承し、就労支援事業所のPRと受注機会の創出、障がい者との交流を図るためのイベントの開催等の取組が求められています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、就労支援事業所等からの物品等の優先調達に努め、受注機会の増進と安定的な運営を図ることも重要です。

本市では、鈴鹿市と三重労働局との雇用対策協定に基づく取組として、企業等における一般就労を促進するため、ハローワーク鈴鹿と合同で障がい者就職面接会を開催するほか、法定の雇用すべき障がい者数を達成していない民間事業主に個別指導等を行ってきました。今後、市職員の採用を含め、障がいのある人の雇用機会の拡大に向けた取組を継続することが求められています。

(1) 雇用の確保と拡大

本市における取組

①障がい者雇用促進のための体制整備

取 組	内 容
就業に関する相談・助言体制の充実	○ハローワークや三重労働局が実施する相談会等の機会を遅滞なく情報提供し、また、ハローワークと連携して、きめ細やかな助言体制の構築を図ります。
民間企業や事業主に向けた啓発活動	○企業訪問や各種会議といった直接企業と対応する機会に、障がい者雇用に係る各種制度について周知するなど、障がい者雇用に対する理解を高める情報提供を行います。
市職員の雇用の促進	○法定雇用率の維持を図るとともに、引き続き雇用機会の拡大に取り組みます。 ○より多くの受験者数を確保するため、関係機関への試験案内の送付や広報、ウェブサイトへの採用情報の掲載をします。
民間事業主に対する雇用促進	○ハローワーク等の関係機関と連携して、法に定める障がい者雇用率達成に向け、障害者雇用納付金制度等の周知に取り組み、障がいのある人の雇用機会拡大を図ります。 ○ハローワーク鈴鹿と連携し、就労マルシェ（障がい者就職面接会）を開催し、障がい者の雇用促進を図ります。 ○就労を目指す障がい者を実習生として受け入れた企業に対し、職場体験実習費の助成を行うことで雇用促進を図ります。
トライアル雇用・ジョブコーチ制度等による就労支援	○関係機関との連携を図り、「ジョブコーチ制度」など、就労支援の取組を推進するとともに、農業者に対する啓発活動を実施します。 ○農福連携に取り組む団体等と連携を図り、農畜産経営体における障がい者の雇用など、障がい者の農業分野での就労拡大を推進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

本市における取組

①福祉的就労の促進

取 組	内 容
就労系サービスの推進	○市内の障がいのある人の福祉的就労の場の確保のため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）を行う事業所の充実を図り、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。 ○障がいのある人が製作した物品の販路拡大及び市民の認知度の向上のため、就労マルシェを開催します。 ○アンテナショップ「ジョブくん」の安定的な運営を支援します。
職親制度の推進	○事業所の人材が、知的障がいのある人を一時預かり、職業や日常生活に必要なことを指導することにより、自立を支援する「職親制度」の目的や位置付け、仕組みを事業所に周知します。 ○受入れ先となる事業経営者や企業の拡大を図ります。

第3部

第7期鈴鹿市障害福祉計画・ 第3期鈴鹿市障害児福祉計画

第1章 第7期鈴鹿市障害福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に意思疎通の支援その他の支援を行います。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

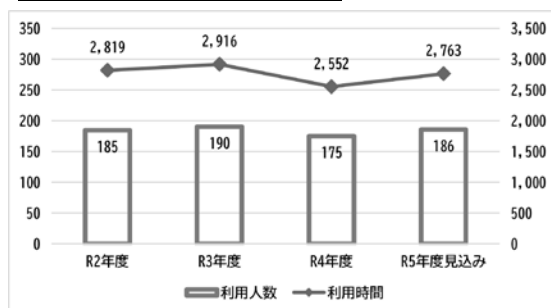
常時介護を要する障がい者で意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

■利用状況

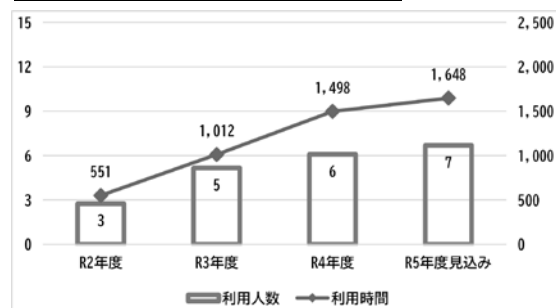
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
居宅介護	人数	185	190	175	186
	時間	2,819	2,916	2,552	2,763
重度訪問介護	人数	3	5	6	7
	時間	551	1,012	1,498	1,648
同行援護	人数	12	11	12	15
	時間	175	164	205	248
行動援護	人数	6	6	5	6
	時間	141	133	145	148
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0
	利用 単位数	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数 時間：1月あたりの利用時間)

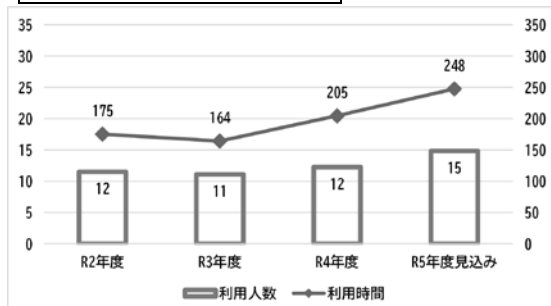
居宅介護（利用状況）



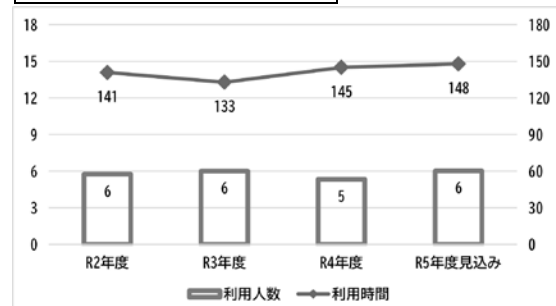
重度訪問介護（利用状況）



同行援護（利用状況）



行動援護（利用状況）



■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
居宅介護	33	36	36	36
重度訪問介護	25	28	29	29
同行援護	6	7	8	8
行動援護	2	2	4	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	0

(各年4月1日現在鈴鹿亀山圏域内事業所数)

見込量の算定

居宅介護

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。今後も利用者は増加し、利用時間についても増加することが想定されます。

重度訪問介護

過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

同行援護及び行動援護

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、2020（令和2）年度以降の同行援護の利用は減少していましたが、今後は新型コロナウイルスのまん延前の2019（令和元）年度以前程度の利用が見込まれると予測します。行動援護については、過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

今後の方向性

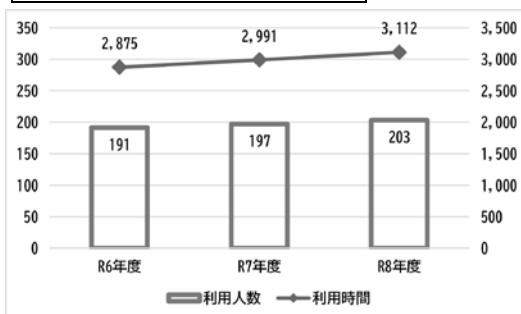
- ☐ 不足する事業所やヘルパーを補完できるよう、介護保険事業者に、共生型障害福祉サービスを活用したサービス提供を働きかけます。
- ☐ 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保を図ります。

■利用見込み

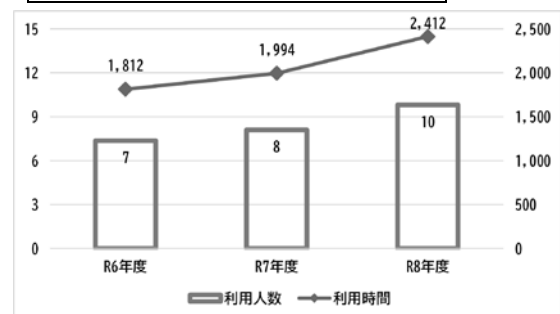
サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
居宅介護	人数	191	197	203
	時間	2,875	2,991	3,112
重度訪問介護	人数	7	8	10
	時間	1,812	1,994	2,412
同行援護	人数	16	18	20
	時間	272	300	329
行動援護	人数	6	7	7
	時間	149	151	152
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0
	利用 単位数	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数 時間：1月あたりの利用時間)

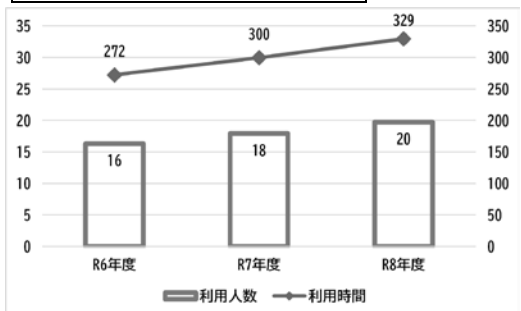
居宅介護（利用見込み）



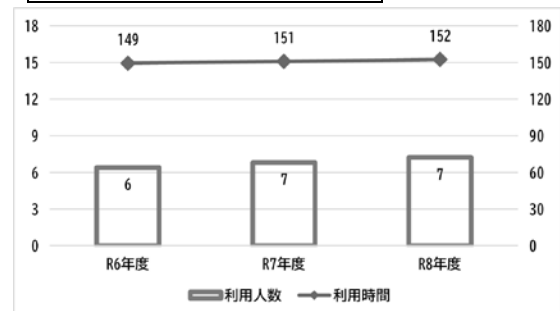
重度訪問介護（利用見込み）



同行援護（利用見込み）



行動援護（利用見込み）



(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

生活介護

常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人又は難病等対象者に、事業所への通所又は自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に、事業所への通所又は自宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

就労選択支援（2025（令和7）年度開始予定）

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。

就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A・B型）

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

就労定着支援

障がいのある人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

短期入所

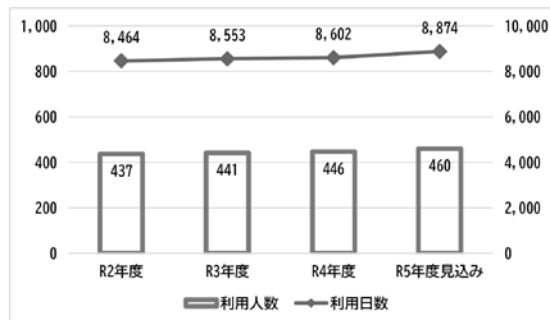
在宅で障がいのある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

■利用状況

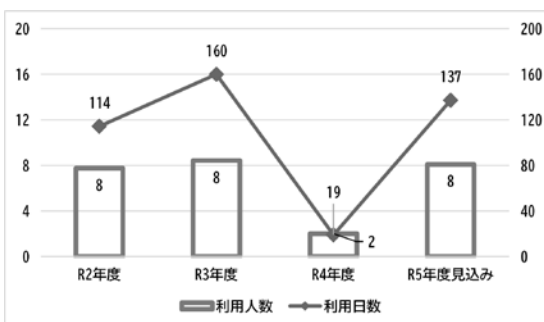
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
生活介護	人数	437	441	446	460
	日数	8,464	8,553	8,602	8,874
自立訓練(機能訓練)	人数	8	8	2	8
	日数	114	160	19	137
自立訓練(生活訓練)	人数	12	14	11	13
	日数	197	235	190	216

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

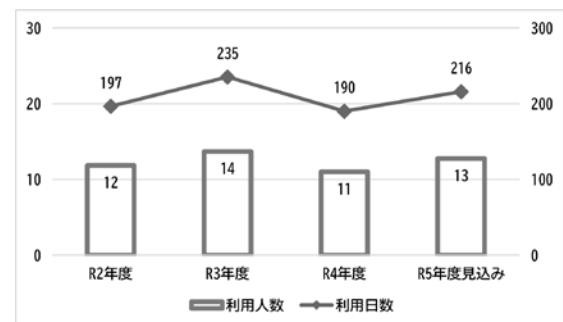
生活介護(利用状況)



自立訓練(機能訓練)(利用状況)



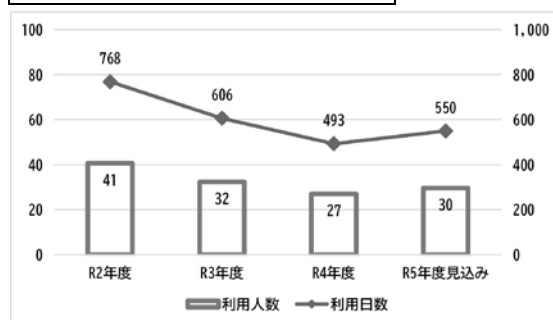
自立訓練(生活訓練)(利用状況)



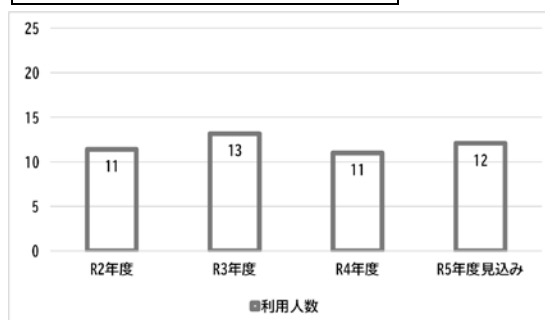
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
就労移行支援	人数	41	32	27	30
	日数	768	606	493	550
就労定着支援	人数	11	13	11	12
就労継続支援 (A型)	人数	236	241	230	234
	日数	4,611	4,621	4,381	4,378
就労継続支援 (B型)	人数	468	480	526	587
	日数	7,793	7,988	8,968	9,422

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

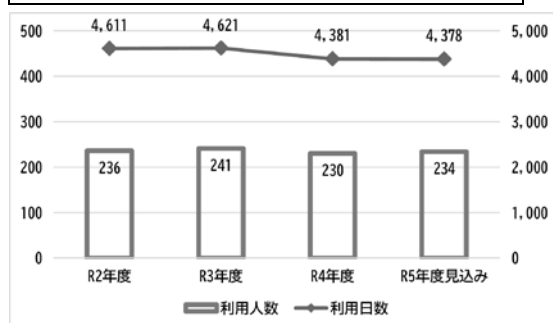
就労移行支援（利用状況）



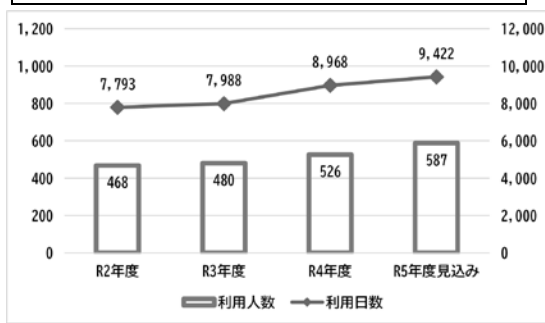
就労定着支援（利用状況）



就労継続支援（A型）（利用状況）



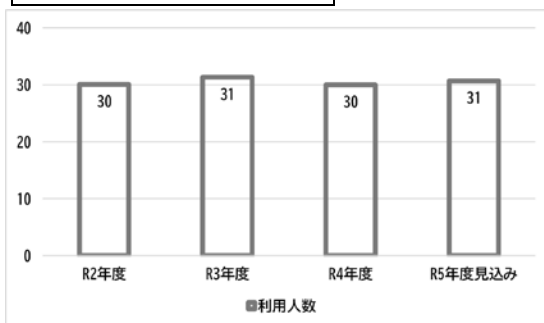
就労継続支援（B型）（利用状況）



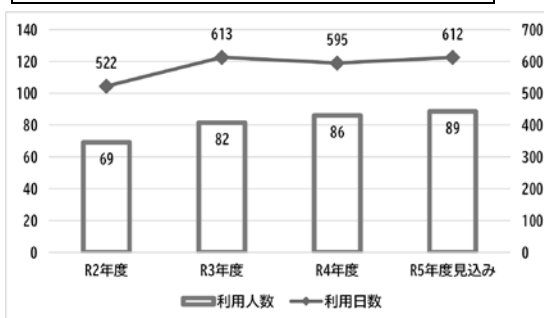
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
療養介護	人数	30	31	30	31
	日数	522	613	595	612
短期入所（福祉型）	人数	69	82	86	89
	日数	522	613	595	612
短期入所（医療型）	人数	7	7	7	7
	日数	45	51	58	66

（人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数）

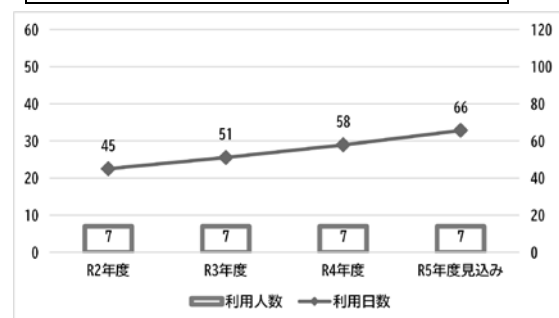
療養介護（利用状況）



短期入所（福祉型）（利用状況）



短期入所（医療型）（利用状況）



■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
生活介護	18	17	17	21
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	0
就労移行支援	6	6	6	3
就労定着支援	1	1	1	1
就労継続支援（A型）	11	11	12	12
就労継続支援（B型）	34	37	37	42
療養介護	1	1	1	1
短期入所	10	13	14	15

（各年4月1日現在鈴鹿亀山圏域内事業所数）

見込量の算定

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）

生活介護については過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。自立訓練については、過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

就労選択支援、就労移行支援

就労移行支援については過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

なお、就労選択支援については、2025（令和7）年度から開始予定であり実績から利用量を見込むことはできないため、仮定として2025（令和7）年度からの利用見込人数を5人、利用見込日数を50日と設定しました。

就労定着支援、就労継続支援（A・B型）

就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

療養介護、短期入所

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

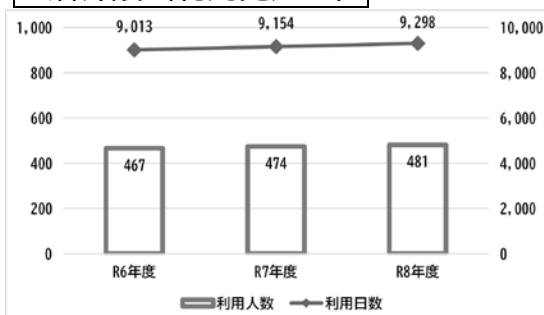
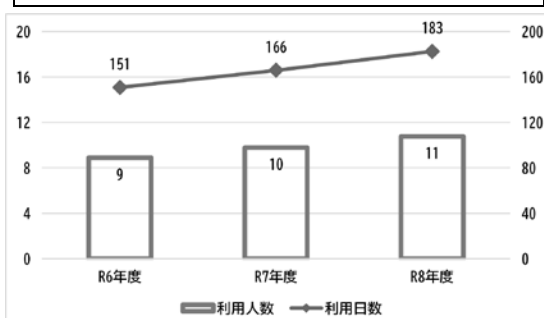
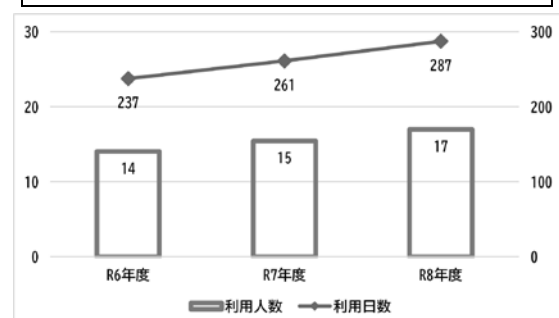
今後の方向性

- 不足する事業所を補完できるよう、介護保険事業者に、共生型障害福祉サービスを活用したサービス提供を働きかけます。
- 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保を図ります。
- 生活介護、短期入所の事業所新設にあたっては、国及び三重県と連携し「社会福祉施設等整備補助事業」の活用を優先します。

■利用見込み

サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
生活介護	人数	467	474	481
	日数	9,013	9,154	9,298
自立訓練(機能訓練)	人数	9	10	11
	日数	151	166	183
自立訓練(生活訓練)	人数	14	15	17
	日数	237	261	287

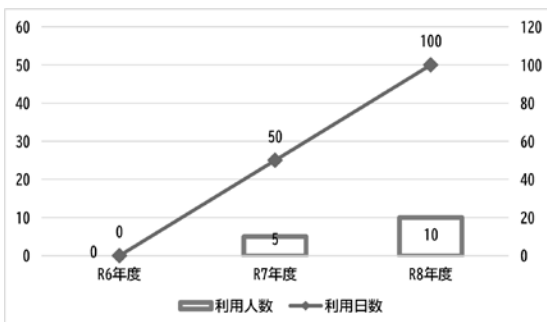
(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

生活介護（利用見込み）**自立訓練(機能訓練)（利用見込み）****自立訓練(生活訓練)（利用見込み）**

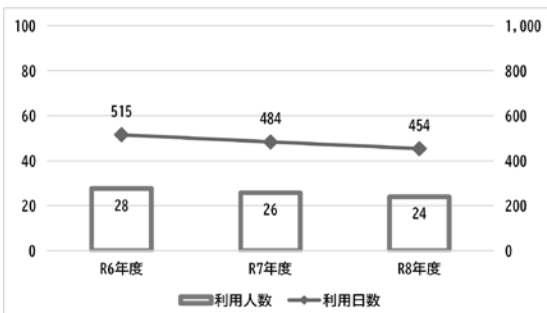
サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
就労選択支援 【新規】	人数	0	5	10
	日数	0	50	100
就労移行支援	人数	28	26	24
	日数	515	484	454
就労定着支援	人数	13	13	14
就労継続支援 (A型)	人数	236	238	240
	日数	4,377	4,375	4,374
就労継続支援 (B型)	人数	621	656	693
	日数	9,657	9,899	10,146

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

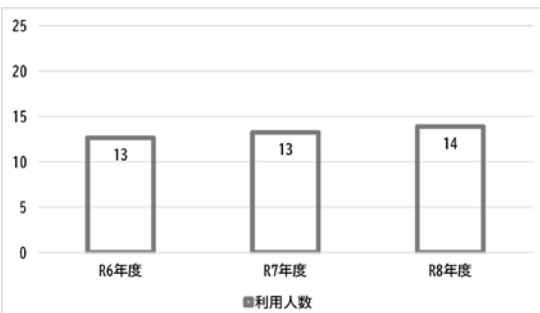
就労選択支援（利用見込み）



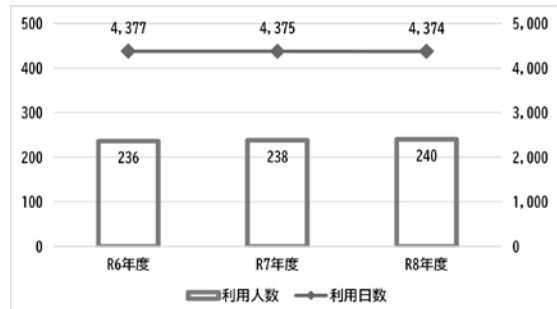
就労移行支援（利用見込み）



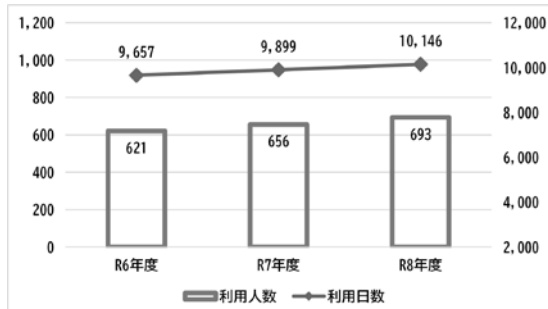
就労定着支援（利用見込み）



就労継続支援（A型）（利用見込み）



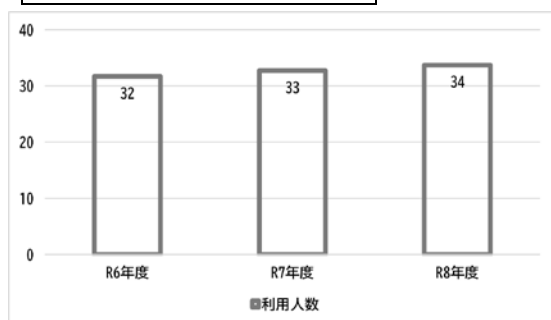
就労継続支援（B型）（利用見込み）



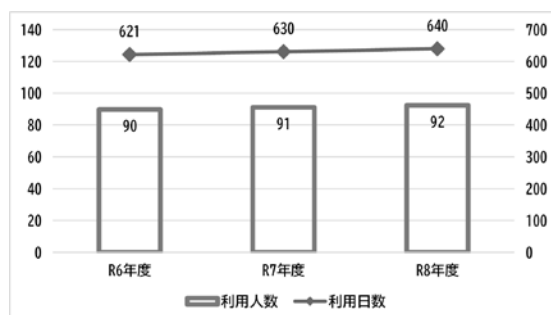
サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
療養介護	人数	32	33	34
	日数	621	630	640
短期入所（福祉型）	人数	90	91	92
	日数	621	630	640
短期入所（医療型）	人数	7	7	7
	日数	74	84	108

（人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数）

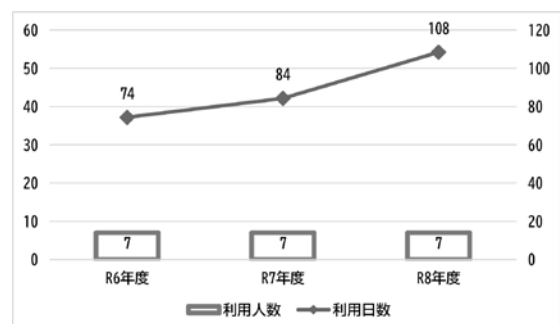
療養介護（利用見込み）



短期入所（福祉型）（利用見込み）



短期入所（医療型）（利用見込み）



(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）

■サービスの概要

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

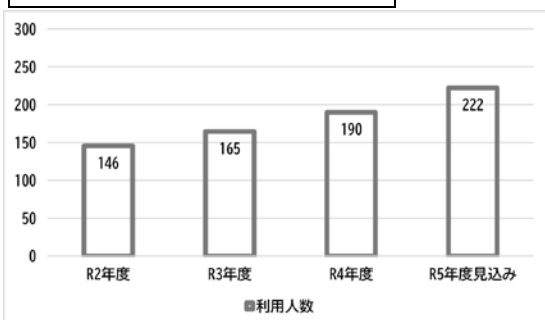
施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の提供等を行います。

■利用状況

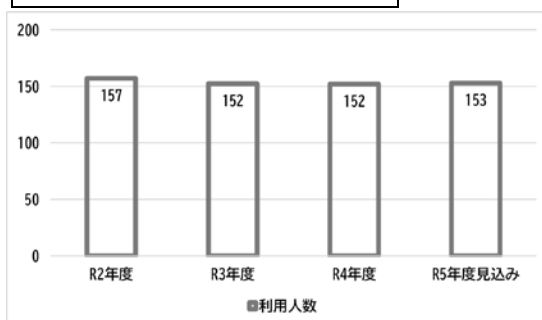
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
自立生活援助	人数	0	0	0	0
共同生活援助	人数	146	165	190	222
施設入所支援	人数	157	152	152	153

(人数：1月あたりの利用人数)

共同生活援助（利用状況）



施設入所支援（利用状況）



■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
自立生活援助	0	1	1	0
共同生活援助	16	20	20	24
施設入所支援	4	4	4	4

(各年4月1日現在鈴鹿亀山圏域内事業所数)

見込量の算定

自立生活援助

これまでの利用実績が0であり、2023（令和5）年度のサービス提供事業所も0であったことを踏まえ、利用見込量を0としています。

共同生活援助

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。今後も地域生活への移行促進に伴い、利用希望者数の増加が想定されます。

施設入所支援

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

今後の方向性

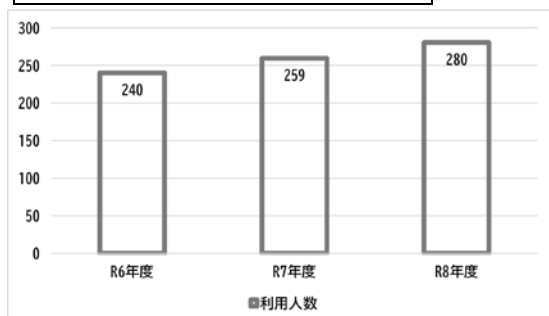
- 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保を図ります。
- 共同生活援助の事業所新設にあたっては、国及び三重県と連携し「社会福祉施設等整備補助事業」の活用を優先します。

■利用見込み

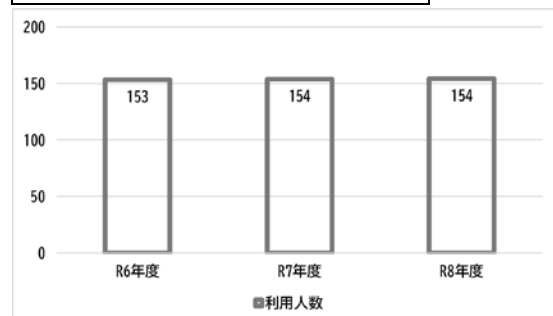
サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
自立生活援助	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	240	259	280
施設入所支援	人数	153	154	154

(人数：1月あたりの利用人数)

共同生活援助（利用見込み）



施設入所支援（利用見込み）



(4) 相談支援サービス

■サービスの概要

計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

地域移行支援

入所施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援

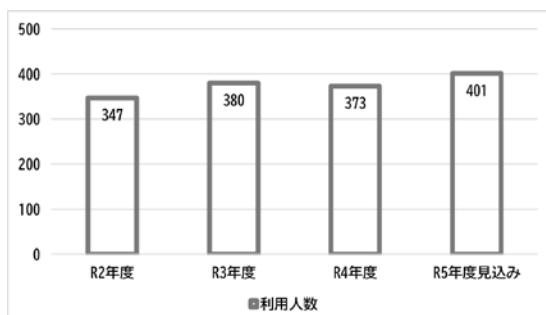
居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■利用状況

サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
計画相談支援	人数	347	380	373	401
地域移行支援	人数	0	1	1	1
地域定着支援	人数	0	1	1	1

(人数：1月あたりの利用人数)

計画相談支援（利用状況）



■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
計画相談支援	15	15	17	18
地域移行支援	2	2	2	2
地域定着支援	2	2	2	2

(各年4月1日現在鈴鹿亀山圏域内事業所数)

見込量の算定

計画相談支援

過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

地域移行支援、地域定着支援

一定数の利用見込数を想定しました。

今後の方向性

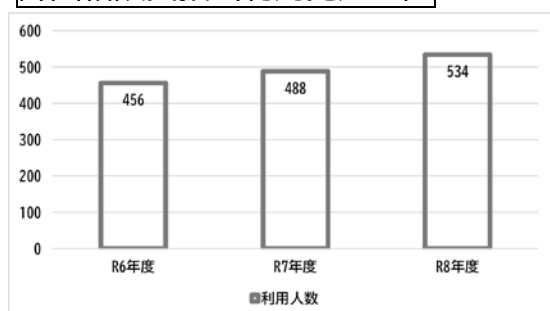
- ☐ 不足する事業所やヘルパーを補完できるよう、介護保険事業者に、共生型障害福祉サービスを活用したサービス提供を働きかけます。
- ☐ 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保を図ります。

■利用見込み

サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
計画相談支援	人数	456	488	534
地域移行支援	人数	1	1	1
地域定着支援	人数	1	1	1

(人数：1月あたりの利用人数)

計画相談支援（利用見込み）



2 地域生活支援事業の実施

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業の概要

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くためには、障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

差別解消法や虐待防止法などについて様々な立場の人に応じた研修・啓発などにより、地域住民への働きかけを行います。

■実施状況

事業の種類		2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

■今後の方向性

☐引き続き、地域共生社会の実現に向け、「就労マルシェ事業」を実施し、地域住民への理解を促進します。

☐実施にあたっては実施状況を勘案し内容の改善・拡充を図ります。

■実施見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

■事業の概要

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■実施状況

事業の種類		2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

■今後の方向性

- ☐引き続き、自発的活動支援事業として、「安心生活応援事業」を実施します。
- ☐実施にあたっては、事業の周知を行い利用者の拡大を図ります。

■実施見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

■事業の概要

障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する問題に対し、本人やその保護者、又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業者等に対する専門的な助言等を行うことにより、相談支援機能を強化します。

■実施状況

事業の種類		2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有

■今後の方向性

- ☐ 基幹相談支援センターを中心に市内の相談支援事業所と連携し、地域の社会資源の連携体制を構築します。
- ☐ 専門性の向上のため差別解消法及び虐待防止法の研修を企画、実施し相談支援体制の充実を図ります。

■実施見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業の概要

判断能力が不十分な知的障がいのある人及び精神障がいのある人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

■実施状況

事業の種類		2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	2	1

今後の方向性

- ☐ 「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」や相談支援事業と連携し、判断能力が不十分な人等の適切な利用を促進します。
- ☐ また、制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

■実施見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

■事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■実施状況

事業の種類		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3	3	2
手話通訳者派遣事業	派遣人数	855	657	788	696	750
要約筆記者派遣事業	派遣人数	71	40	27	20	25

■今後の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、2020（令和2）年度以降の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の利用者数は減少していましたが、今後は増加することが予想されます。
- 研修の実施等により人材を確保・育成し、障がいのある人の言語や言語以外のコミュニケーション支援の充実を図ります。

■利用見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3
手話通訳者派遣事業	派遣人数	760	770	780
要約筆記者派遣事業	派遣人数	26	27	28

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の概要

障がいのある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

介護・訓練支援用具

障がいのある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具

自立生活支援用具

障がいのある人・児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人・児童の在宅療養などを支援する用具

情報・意思疎通支援用具

点字や人工咽頭など、障がいのある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具

排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人・児童の排せつを管理する用具

居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がいのある人・児童の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■実施状況

事業の種類		2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
介護・訓練 支援用具	給付 件数	21	3	12	14	21
自立生活支 援用具	給付 件数	33	29	26	16	33
在宅療養等 支援用具	給付 件数	19	45	34	25	45
情報・意思 疎通支援用 具	給付 件数	20	22	20	25	25
排泄管理支 援用具	給付 件数	4,253	4,324	4,306	4,144	4,324
居宅生活動 作補助用具	給付 件数	10	3	4	7	10

今後の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、2020（令和2）年度以降の利用者数は不規則な増減傾向となっていたため、今後は2019（令和元）～2022（令和4）年度における最大利用件数程度の利用が見込まれると予測します。
- 日常生活の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じて事業を利用できるよう提供体制を確保します。
- 各事業について周知を行い、利用促進を図ります。

■利用見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
介護・訓練支援用具	利用件数	21	21	21
自立生活支援用具	利用件数	33	33	33
在宅療養等支援用具	利用件数	45	45	45
情報・意思疎通支援用具	利用件数	25	25	25
排泄管理支援用具	利用件数	4,324	4,324	4,324
居宅生活動作補助用具	利用件数	10	10	10

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の概要

聴覚に障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■実施状況

事業の種類		2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
手話奉仕員養成研修	修了者数	実施せず	実施せず	16	20

■今後の方向性

□手話奉仕員養成研修を実施し、修了者に対し継続して手話との関わりを持ってもらうための取組を実施します。

■実施見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
手話奉仕員養成研修	修了者数	20	20	20

(8) 移動支援事業

■事業の概要

屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■実施状況

事業の種類		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度見込み
移動支援事業	実利用者数	717	951	1,014	1,278	1,350
	利用時間(時間)	6,418	4,790	5,045	5,815	6,800

今後の方向性

□実施事業所の実績と事業実施する上での現状や課題を把握するとともに、より良い方法での事業実施を図ります。

■利用見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
移動支援事業	利用者数	1,350	1,350	1,350
	利用時間(時間)	6,800	6,800	6,800

(9) その他の事業

■事業の概要

福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている人に、低額な料金設定で、居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域生活を支援します。

訪問入浴サービス事業

入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。

日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

居室確保事業（地域移行のための安心生活支援事業）

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制整備を目的に、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

社会参加促進事業（社会参加支援）

障がいのある人のスポーツ大会や作品展などの開催、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活支援指導及び技能訓練を行います。

■実施状況

事業の種類		2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
福祉ホーム事業	利用者数	8	7	7	7	7
訪問入浴サービス事業	利用者数	4	4	4	5	5
日中一時支援事業	利用者数	298	345	363	384	400
	利用回数	10,595	11,803	14,843	14,299	15,000
居室確保事業	利用者数	—	2	1	1	1
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加者数	144	開催せず	開催せず	113	150
視覚障害者歩行訓練事業	利用者数	23	24	23	26	25
自立訓練用装具着用訓練費助成	利用回数	53	40	26	41	50
知的障害者職親委託事業	利用者数	2	2	2	2	2

今後の方向性

- 利用者の増加が見込まれている日中一時支援事業では、本事業を必要とする人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。
- 社会参加促進事業では、利用者へ適切なサービスを提供できるよう、ニーズの把握を行い、サービス提供体制を強化します。

■利用見込み

事業の種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
福祉ホーム事業	利用者数	7	7	7
訪問入浴サービス事業	利用者数	5	5	5
日中一時支援事業	利用者数	400	400	400
	利用回数	15,000	15,000	15,000
居室確保事業	利用者数	1	1	1
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加者数	150	150	150
視覚障害者歩行訓練事業	利用者数	25	25	25
自立訓練用装具着用訓練費助成	利用回数	50	50	50
知的障害者職親委託事業	利用者数	2	2	2

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、本市の障害福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり2026（令和8）年度における目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	説明
2026（令和8）年度までに地域生活へ移行	10人	2022（令和4）年度末入所者数（157人）の6%以上が移行
2026（令和8）年度末時点施設入所者数	149人	2022（令和4）年度末入所者数（157人）から5%削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	説明
鈴鹿市障害者地域自立支援協議会精神保健担当者連絡会	年3回の開催	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会	年3回の開催	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標	説明
地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実	拠点等の確保及び機能の充実	地域生活支援拠点等を各市町村に整備するとともに、コーディネーターの配置など、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害を有する者への支援体制【新規】	支援体制を確保	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	説明
2026（令和8）年度の一般就労移行者数	45人	2021（令和3）年移行者数35人の1.28倍
【就労移行支援事業】の2026（令和8）年度の一般就労移行者数	16人	【就労移行支援事業】2021（令和3）年度移行者数12人の1.31倍
【就労継続支援A型事業】の2026（令和8）年度の一般就労移行者数	19人	【就労継続支援A型事業】2021（令和3）年度移行者数14人の1.29倍
【就労継続支援B型事業】の2026（令和8）年度の一般就労移行者数	12人	【就労継続支援B型事業】2021（令和3）年度移行者数9人の1.28倍
一般就労へ移行した支援事業所数【新規】	2事業所	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上 2021（令和3）年度就労移行支援事業所数3事業所
就労定着支援事業の利用者数	27人	2021（令和3）年度実績19人の1.41倍以上
就労定着率一定割合以上の就労定着支援事業所数	1事業所	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合2割5分以上 2021（令和3）年度就労定着支援事業所1事業所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	説明
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	各市町村において、基幹相談支援センターを設置
地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	地域サービス基盤の開発・改善の実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制の構築	サービスの質の向上のための体制を構築

第2章 第3期鈴鹿市障害児福祉計画

1 障害児通所支援等の提供体制の確保

(1) 障害児通所支援

■サービスの概要

児童発達支援

障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

※医療型児童発達支援は2024（令和6）年4月から児童発達支援に一元化されます。

放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

障害児相談支援

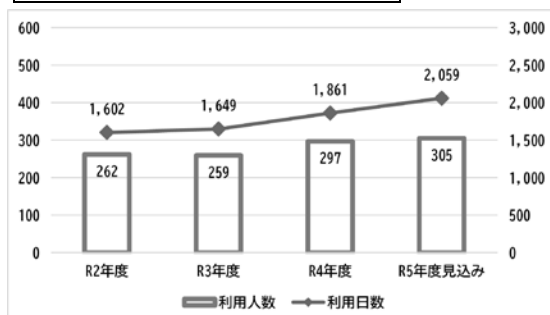
障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

■利用状況

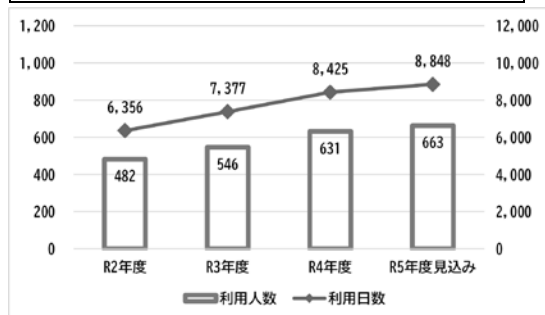
サービスの種類		2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度見込み
児童発達支援	人数	262	259	297	305
	日数	1,602	1,649	1,861	2,059
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	482	546	631	663
	日数	6,356	7,377	8,425	8,848
保育所等訪問支援	人数	3	14	27	30
	日数	4	16	29	32
居宅訪問型児童発達支援	人数	2	2	0	2
	日数	3	5	0	5
障害児相談支援	人数	186	201	229	247

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

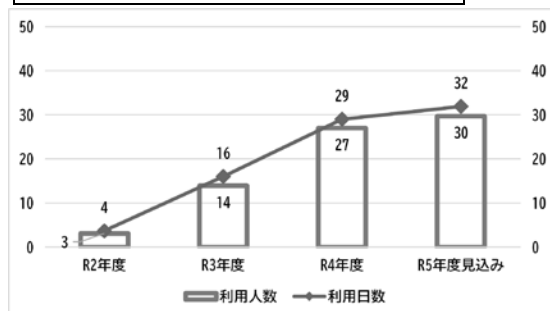
児童発達支援（利用状況）



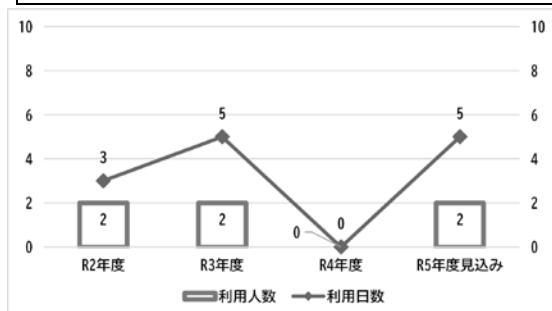
放課後等デイサービス（利用状況）



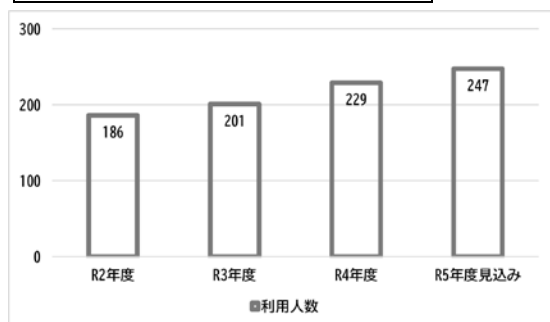
保育所等訪問支援（利用状況）



居宅訪問型児童発達支援（利用状況）



障害児相談支援（利用状況）



■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
児童発達支援	18	19	20	22
放課後等デイサービス	34	38	45	47
保育所等訪問支援	3	6	5	6
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1
障害児相談支援	11	11	13	13

(各年4月1日現在鈴鹿亀山圏域内事業所数)

見込量の算定

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援

過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。なお、事業所数の増加により、今後さらに利用日数が増加する可能性があります。

保育所等訪問支援

過去のサービス量実績値を基に、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の傾向を踏まえつつ、今後の動向を見据えて見込量を算出しました。

居宅訪問型児童発達支援

引き続き一定数の利用見込数を想定しました。

今後の方向性

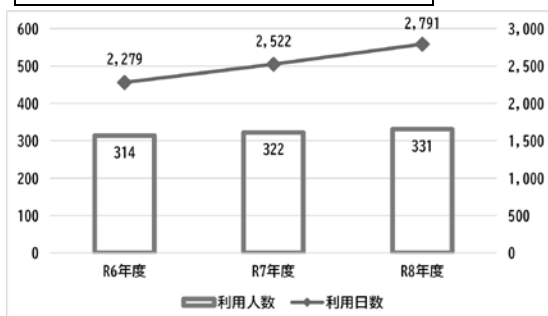
- 障がいのある児童への支援にあたっては、障害児通所支援事業所や福祉部局、学校や教育委員会の関係機関が相互理解の促進や連携を図るとともに、家庭との情報共有を推進します。
- 急激に増加する放課後等デイサービスについては、適切な支給決定を行い利用者ニーズに対応していきます。
- 関係者を対象に、支援の質を高めるため、児童発達支援センターを中心に研修等を実施します。

■利用見込み

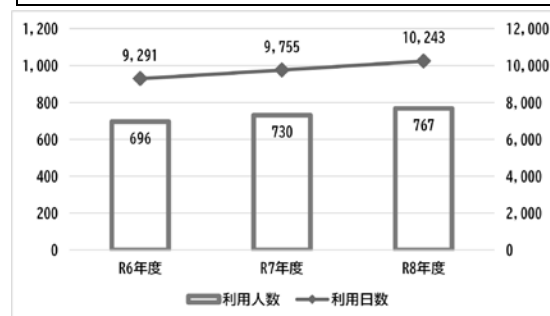
サービスの種類		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
児童発達支援	人数	314	322	331
	日数	2,279	2,522	2,791
放課後等デイサービス	人数	696	730	767
	日数	9,291	9,755	10,243
保育所等訪問支援	人数	33	36	40
	日数	35	39	42
居宅訪問型児童発達支援	人数	2	2	2
	日数	5	5	5
障害児相談支援	人数	267	289	312

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの利用日数)

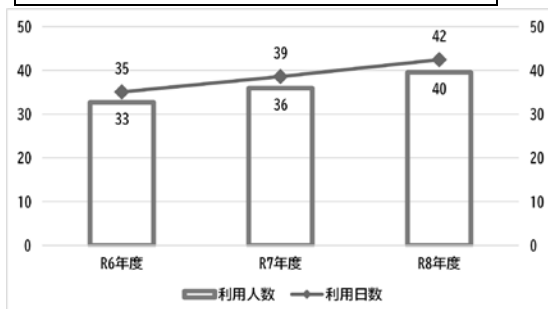
児童発達支援（利用見込み）



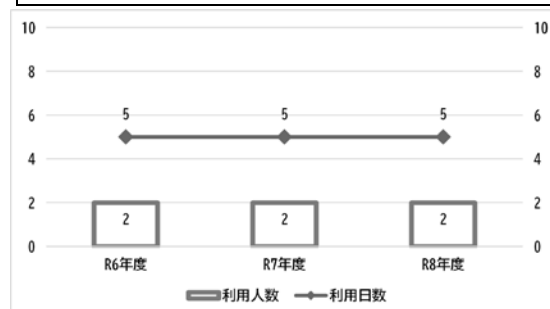
放課後等デイサービス（利用見込み）



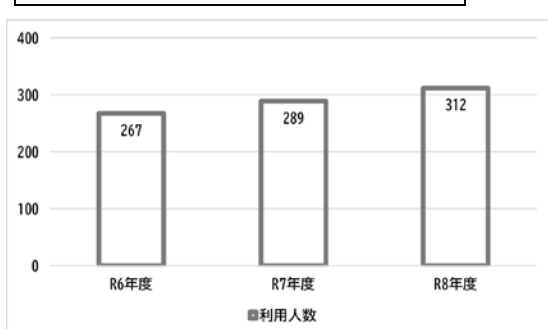
保育所等訪問支援（利用見込み）



居宅訪問型児童発達支援（利用見込み）



障害児相談支援（利用見込み）



2 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、本市の障害児福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり2026（令和8）年度における目標を設定しました。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標	説明
児童発達支援センターの設置	1 か所以上	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1 か所以上設置
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	
医療的ケア児支援の協議の場の確保	協議の場の確保	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	

第4部

計画の推進方法

第1章 計画の推進方法

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の調査・検討や意見聴取などを行うとともに、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する人、学識経験のある人及び関係行政機関の職員などで構成する鈴鹿市障害者施策推進協議会において、定期的に会議を開催し施策の推進に向けた検討を進めるなど、更なる体制の充実を図ります。

また、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域づくり協議会、教育委員会、ボランティア団体、福祉施設、経済団体など、関連する団体・組織とのネットワーク化を図り、情報交換などを通じて効果的な施策の推進に役立てていきます。

2 ハード事業の推進

公共施設、公園、交通施設、スポーツ施設、住宅をはじめとする生活環境基盤の整備にあたっては、法制度の技術的な制約や財源の関係から、相当な時間と経費を要しますが、それぞれの施設を所管する部署において、国庫及び県費による補助や低利融資を活用して、生活基盤の整備を推進する一方、これらの補助が適用できない事業については、財政状況と整合性を図りながら、整備に取り組んでいきます。

また、民間企業に対しても、社会的責任や市場拡大（消費者や投資家のプラス評価）という観点に加え、「共に生きる」という観点から、事業主にノーマライゼーションの理念やインクルージョン、ユニバーサルデザインの考え方について認識を深めてもらい、施設の整備を含めた積極的な取組を働きかけます。

3 国や県、周辺市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正等の変化を踏まえて、施策を展開していきます。

また、圏域単位等で行う担当国会議等を通じ、周辺市町との連携や情報交換を行い、サービスの確保を図ります。

4 地域における各種関係団体、民間企業との連携

障がい者関係団体や当事者団体、ボランティア団体、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、鈴鹿市障害者地域自立支援協議会での専門部会を開催し、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることで、連携体制を強化します。

さらに、障がいのある人の虐待防止に向け、各事業所に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

5 計画の見直し時期と評価

障害者計画における基本目標の実現に向けて設定した成果指標は、「鈴鹿市総合計画2031」基本構想における個々の達成度を測る個別指標であることから、総合計画の進行管理の中で継続的に評価を実施します。

障害福祉計画及び障害児福祉計画における数値目標やサービス見込量については、目標の達成状況を庁内関係各課、また鈴鹿市障害者地域自立支援協議会等との連携のもとで評価、見直しを行うとともに、現状のサービス利用状況等を踏まえ、必要な対策等を継続的に実施します。

また、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画ともに、国や県の動向を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるようにしていきます。



資料編

1 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員名簿

	氏名	選出団体等
会長	菅原 秀次	鈴鹿医療科学大学
副会長	山野 文照	三重県知的障害者福祉協会
委員	松本 昭子	鈴鹿市身体障害者福祉協会
	中澤 英明	鈴鹿市聴覚障害者協会
	長井 敏枝	鈴鹿市手をつなぐ親の会
	酒井 まゆ美	鈴鹿市障がい者青年学級
	鈴木 廣美	すずわ会
	小山田 亮	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
	皆木 るみ子	鈴鹿市ボランティア連絡協議会
	坂 佳徳	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
	廣瀬 雅也	障害者総合相談支援センターあい
	松山 愛梨	市民公募
	藤原 洋子	市民公募
	田堀 満	市民公募
	堀 保	鈴鹿公共職業安定所
	水谷 千穂	三重県立杉の子特別支援学校
	南條 隆	鈴鹿市自治会連合会
	日置 尚代	鈴鹿商工会議所
	栗野 靖英	三重県教育委員会事務局

2024（令和6）年3月 すずかハートフルプラン2029策定時（順不同、敬称略）

2 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	選出団体等
委員	名古 武生	鈴鹿市聴覚障害者協会
	加藤 真理子	障がいのある人の保護者
	木下 寿美子	障がいのある人の保護者
	大島 幸穂	障がいのある人の保護者
	川上 典子	障がいのある人の保護者
	堀井 真由美	三重県自閉症協会鈴鹿ブロック
	渥美 真樹	社会福祉法人けやき福祉会
	地崎 恵里子	社会福祉法人和順会
	中村 豪	社会福祉法人鈴風会
	長谷川 治	社会福祉法人三鈴会
	奥村 多喜司	社会福祉法人ジェイエイみえ会
	中前 千絵	社会福祉法人伊勢亀鈴会
	端無 由美	社会福祉法人四季の里
	鷹阪 真里代	社会福祉法人徳寿会
	佐藤 秀人	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
	宝徳 圭子	きれいライフステーション
	福井 知子	鈴鹿厚生病院
	乾 大介	国立病院機構鈴鹿病院
	大槻 知央	鈴鹿さくら病院
	上野 亜希	三重県立杉の子特別支援学校
	大西 依子	鈴鹿市教育委員会事務局
	門脇 有里	鈴鹿公共職業安定所
	小林 孝充	障害者総合相談支援センターあい
	園田 奈美恵	障害者総合相談支援センターあい
	廣瀬 雅也	障害者総合相談支援センターあい

2024（令和6）年3月 すずかハートフルプラン2029策定時（順不同、敬称略）

3 計画書策定の経緯

年月日	事項
2022(令和4)年 9月9日～9月30日	市民アンケート調査の実施 ・ 障害者手帳所持者 ・ 障害者手帳未所持者
2023(令和5)年 6月23日～7月14日	事業所アンケート調査の実施
6月29日	令和5年度第1回鈴鹿市障害者施策推進協議会 (市民アンケート調査結果の報告)
7月1日～7月21日	障がい者団体アンケート調査の実施
7月4日	令和5年度第1回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 (市民アンケート調査結果の報告)
10月3日	令和5年度第2回鈴鹿市障害者施策推進協議会 (計画素案に対する意見聴取)
10月10日	令和5年度第2回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 (計画素案に対する意見聴取)
12月5日～ 2024(令和6)年1月5日	パブリックコメントの実施
1月30日～2月8日	令和5年度第3回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 (書面開催) (計画案に対する意見聴取)
2月2日	令和5年度第3回鈴鹿市障害者施策推進協議会 (計画案に対する意見聴取)
3月	すずかハートフルプラン2029策定

4 基本用語解説

【あ行】	
アウトリーチ	必要としている人に必要なサービスを届けること。 福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことを言う。
アンテナショップ 「ジョブくん」	農福連携事業の一環として、障がいがある方が生産した農作物や製作物を販売し、障害者就労継続事業所の工賃向上、障がい者の安定した雇用及び市民の障がいに対する理解を促進することを目的に市役所1階に設置された店舗。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	2021（令和3）年9月に施行された法律。医療的ケア児とその家族の負担を軽減し、離職を防止し、健やかな成長を図ることを目的とする。この法律により、国や地方公共団体は医療的ケア児への支援に責務を負うことになる。
インクルージョン	「包括」「包含」「一体性」等の意味を持つ言葉。
ウェブ110番、ファックス110番及び110番アプリシステム	聴覚や言語に障がいがあり、音声による110番通報が困難な方が、携帯電話、スマートフォン、ファックス等で通報することができるシステム。
ウェブアクセシビリティ	ウェブの情報伝達の保障。高齢者や障がい者等、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることを意味する。 （例）見やすい文字の大きさや色調のウェブサイト
SDGs（エスディージーズ）	Sustainable Development Goalsの略語で、「持続可能な開発目標」という日本語に表される。2015（平成27）年9月に国連で採択された、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成される、世界の環境問題や社会問題を解決するための計画・目標である。誰一人取り残さないという理念が基本となっている。
NPO（エヌピーオー）	（Non Profit Organization）民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指す。
Lアラート（災害情報共有システム）	災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

【か行】	
家具固定事業	高齢者や障がい者を対象とした、地震時の家具等の移動、転倒による圧死や負傷等の被害を未然に防ぐため、市が委託した大工を派遣し、家具等の固定を行う事業。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村又は当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人のニーズ表明を支援し代弁すること。
高次脳機能障がい	脳の損傷により生じる認知機能等の障がい。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と平等に全ての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁（バリア）を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うこと。障害者差別解消法の改正により、2024（令和6）年4月から行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化される。
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	高齢者や身体障がい者が円滑に利用できる建築物の建築を促進することを目的とした法律。学校、病院、共同住宅、老人ホーム等の特定建築物において、高齢者や身体障がい者が円滑に利用できるようにするための基準が設けられる。通称、ハートビル法。
5歳児健診	実施年度に満5歳（4歳児クラス）になる児を対象としており、集団活動でのなじみにくさ等を早期発見し、適切な支援につなげるための健診。
個別避難計画	高齢者や障がい者等、災害時に一人では避難することが困難な方について、誰が支援し、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要か等を記載したもの。
コミュニケーションボード	言葉によるコミュニケーションが困難な方が、絵や図を使って意思疎通をするための支援ツール。自閉症や知的障がいのある人、外国人や高齢者、小さな子どもに利用されることもある。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。鈴鹿市では、市街地から遠方に位置し、民間路線バスが廃止となり公共交通機関の利用が不便となった西部・南部地域の高齢者や障がい者、学生等の自ら移動手段を持たない方の日常生活を支える移動手段を確保することを目的に、コミュニティバス（C-BUS）を運行している。

【さ行】	
災害時要援護者台帳	高齢者や障がい者等が、緊急・災害時に避難が遅れたり、安否が分からないといった状況にならないよう、氏名、住所、緊急時の連絡先等の情報を登録し、民生委員・児童委員・社会福祉協議会等の関係機関に登録内容を伝え、緊急・災害時に役立てることを目的とするもの。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。
指定管理者	地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループ等、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度、またその指定を受けた団体のこと。
児童発達支援センター	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。保育所や学校等を訪問し障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援をする保育所等訪問支援や障害児相談支援等の地域支援機能がある。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設等の諸制度について定めた法律。
社会福祉協議会	それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等、関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行う民間組織。
社会福祉法	1951（昭和 26）年制定の社会福祉事業法を 2000（平成 12）年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発達を目的とする。
重層的支援体制	市町村全体の支援機関・地域の関係者が、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを基本とした、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援の一体的な取組。

就労マルシェ	障がい者の就労機会を提供し、障がい者理解の促進を図るため、鈴鹿市で 2013（平成 25）年から開催しているイベント。ハローワークと連携して実施する障がい者の就職面接会や、福祉作業所の物販等を行う。
障害者基本計画（第 5 次）	障害者基本法に基づき、内閣府が作成する計画。障がい者差別の解消を推進する取組や、障がい及び障がい者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障がい者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進し、全ての国民が共に暮らす共生社会の実現を目指す。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念や国、地方公共団体等の責務、障がい者施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	障がいのある人への虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置等により障がいのある人への虐待を防止し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。
障害者権利条約	21 世紀初の国際人権法に基づく、あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための条約。
障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）	事業主に対し、障がい者雇用率に相当する人数の障がいのある人の雇用を義務付ける等の「雇用義務制度」、障がいのある人の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る「納付金制度」、障がいのある人自身の職業能力を高める「職業リハビリテーション」の実施を通じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化を定めた法律。
障害者施策推進協議会	障害者基本法に規定される市町村障害者計画の策定及びその他の障がい者施策の推進に係る審議に関する機関。
障害者週間	12 月 3 日から 9 日まで。「障害者基本法」において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し共生社会を実現することを目的とした法律。障がいの種類・程度に応じた手段が選択できること、地域格差がないこと、障がいのない人と同じときに同じ内容の情報が取得できること、デジタル技術を利活用することなどを基本理念としている。
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で必要な障害福祉サービスに関する給付や地域生活支援事業、そのほか障害福祉に関する支援を総合的に行うことを定めた法律。
障害者総合相談支援センター	地域生活支援事業の必須事業である相談支援事業により設置された障がい者に関する相談窓口。
障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）	公共機関の物品やサービスの調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達推進を図ることを定めた法律。
障害福祉サービス	「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスのことを指し、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	厚生労働省が告示する、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を示す指針。
小児・AYAがんトータルケアセンター	2021（令和3）年4月に三重大学医学部附属病院に新設された、小児期の患者や思春期・若年成人（AYA）のがん患者が、適切でよりよい医療が受けられ、安全安心な社会生活が営めるように包括的な支援を行う機関。
ジョブコーチ制度	障がいのある人、事業主及びその家族に対して障がいのある人の職場適応に関するきめ細やかな支援を実施することにより、職場適応を図り、雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする制度。

人権週間	毎年12月4日から、国際連合が定める人権デーである12月10日までの1週間をいい、人権について考える取組・イベントが全国各地で行われる。
鈴鹿市医療・健康相談ダイヤル24	医療機関への案内をはじめ、医療、健康、妊娠出産、育児、介護、メンタルの悩みや不安について、24時間・365日のいつでも、医師や看護師等の専門の知識を持ったスタッフに電話で相談ができるサービス。
鈴鹿市後見サポートセンターみらい	社会福祉協議会が実施する事業で、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度について支援する事業。
鈴鹿市手話言語条例	手話が言語であること、手話の理解と普及、啓発等、手話に関する施策を推進することを定めた条例。2018（平成30）年12月に制定し、2019（平成31）年4月から施行。
日常生活自立支援センター	社会福祉協議会が実施する事業で、高齢者や障がい者が安心して福祉サービスを利用することができるよう支援する事業。
精神疾患	脳やこころの機能的・器質的障がい等によって引き起こされる疾患で、例としては統合失調症、気分障がい、神経症性障がい等が挙げられる。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などの判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、それを取り消したりできるようにする制度。
セーフティネット住宅	高齢者や障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の名称。住宅セーフティネット制度に基づいて登録されており、経済的に困窮している方や生活が困難な状況に対して、最低限の安全を保障する取組。
【た行】	
地域共生社会	高齢者や障がい者、子ども等、全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる社会。
地域自立支援協議会	障害者総合支援法に規定される市町村障害福祉計画の策定等に係る審議、児童福祉法に規定される市町村障害児福祉計画の策定等に係る審議及び障害者総合支援法に規定される障がい者等への支援の体制の整備を図るための協議等に関する機関。
地域生活支援拠点	高齢化や障がい者の重症化、親亡き後に備えて、地域生活を支えるための場所や体制。拠点では、緊急時の相談支援や短期入所等のサービスを提供するとともに、施設や親元からグループホームや一人暮らしへの移行を促進する支援等を行う。

地域福祉計画審議会	地域福祉計画の策定や地域福祉推進に係る審議、評価を行う審議会。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、地域一体で支援する体制のこと。地域包括ケアシステムでは、「医療」「介護」「生活支援・介護予防」「住まい」の4つの要素が一体となって地域全体で支えあう仕組みの構築が目指される。
CLM（チェック・リスト・イン三重）	保育所・幼稚園等において、気になる子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために、三重県（旧県立小児心療センターあすなろ学園）が開発したアセスメントツールのこと。
通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。
特別支援学級	小学校、中学校等において、以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 【対象障がい種】 知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
トライアル雇用	ハローワークの紹介によって、障がい者等の特定の労働者を最長3か月の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。
【な行】	
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病の患者に対する医療費助成に関して、その費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等について定めた法律。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

NET119、FAX119	聴覚や言語に障がいがあり、音声による 119 番通報が困難な方を対象とした緊急通報システム。NET119 は、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、画面を見ながら緊急時の通報を行えるシステム。FAX119 は、119 のダイヤル番号により、FAX で緊急時の通報を行えるシステム。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。
【は行】	
8050問題（ハチマルゴマルもんだい）	引きこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活が続いているうちに親も高齢となり、収入や介護等で親子ともに生活が困難になることが多く、大きな社会問題となることが予測され、提唱された。80 代の親と 50 代の子の親子関係での問題であることから「8050 問題」と呼ばれる。
発達障がい	広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障がい（ADHD）等、脳機能の発達に関係する障がい。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁（バリア）を除去すること。
ハローワーク	厚生労働省が運営する、就職支援・雇用促進のための行政機関。障がい者雇用に向けては、専門職員等が地域の関連機関と連携しながら障がいの種類・程度に応じた職業指導、職業紹介、職場定着支援、事業主支援等を、「トライアル雇用」「ジョブコーチ」「各種訓練」「助成金制度」等を活用し行っている。
福祉教育	行政機関等が住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報による啓発活動等の手段により行う教育。近年の家族機能の低下や地域の連帯の希薄化等、社会状況の変化に伴い、小・中学校等における福祉教育の役割も大きくなっている。
福祉協力校	社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、地域社会との連帯を深めることを目的として、社会福祉に関する学習を実践している小学校、中学校、高等学校、特別支援学校。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所等で職業訓練を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所	高齢者や障がいのある人など、避難生活において、特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレ等が整備された社会福祉施設等を利用して開設される避難所。
放課後等デイサービス	障がいのある児童が放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等が行われる通所支援。
法定雇用率	会社全体の常用労働者に対する障がい者の法律上満たすべき割合のこと。全ての事業主はこの割合以上の障がい者を雇用するよう、障害者雇用促進法で義務付けられる。民間企業のみならず、国や地方公共団体等の行政機関でも法定雇用率を満たすことが義務とされる。
ホームヘルプサービス	利用者が在宅のまま自立した日常生活ができるよう、利用者宅を訪問して、介助面における身体介護や家事面における生活援助を行うサービスのこと。訪問介護サービス。
【ま行】	
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現を目指し、公共的施設の整備における整備基準の遵守や事前協議等を規定した、三重県の条例。
みえ障がい者共生社会づくりプラン	三重県が、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定した計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたもの。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」をいう。高齢者や障がいのある人、国籍、性別等、それぞれの違いを超えて、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていかこうとする考え方。
【ら行】	
療育	障がいのある児童が、機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育。

すずかハートフルプラン2029

(発行日) : 令和6年3月

(発行) : 鈴鹿市

(編集) : 健康福祉部 障がい福祉課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 : 059-382-7626 FAX : 059-382-7607

E-mail : shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

URL : <https://www.city.suzuka.lg.jp/>
